

第六條關係

(裏面)

申請理由	17 臨時認許金調整法ニ依ルニ生立又ハ關スル事項ノ擴張命	根據法令名	主務官廳名	認許可又ハ命令年月日
	18 新設又ハ擴張計			
	19 其ノ他			
	20 特ニキ斟酌情ス			

七

(第十三) 一五一

認許可又ハ命令番號	認許可又ハ命令ノ概要
21 備考	

六

(第十三) 一五〇

申請書作成上ノ注意

- 一、本申請書ハ學校卒業者ヲ使用スベキ工場、事業場又ハ事務所別ニ作成スルコト此ノ場合ニ於テ卒業者ノ勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所二以上アルトキハ主トシテ勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所ニ付作成シ、勤務ノ性質上其ノ場所一定セザルモノ（例ヘバ電氣業、鐵道及軌道、海運業、航空業、電信電話事業、土木建築業、放送事業等）ニ在リテハ使用者ノ主タル事務所ニ付作成スルコト
- 二、本申請書ニハ副本二通ヲ作成添附スルコト
- 三、「主要^{生産}販賣^{品目}及其ノ額」ノ欄(4)ノ記載ニ付テハ左ニ依ルコト
 - イ、「生産品目」ハ昭和十四年十二月二十三日商工省告示第三百七十三號ノ生産品名及主要事業分類ノ生産品目名ニ依リ成ルベク具體的ニ記載スルコト
 - ロ、生産數量ノ單位ハ任意トスルモ全記載ヲ通ジ統一シ、生産金額ニ付テハ各品目別ノ生産金額ノ總生産金額ニ對スル百分比ヲ各生産金額ノ右ノ欄ニ記載スルコト
 - ハ、軍ヨリ直接受註ノモノニシテ生産額ノ記載困難ナルモノアルトキハ之ヲ記載セザルヲ得ルコト但シ生産品名ハイニ依リ必ズ之ヲ記載スルコト
- 四、「利用狀況」ノ欄(5)ニハ申請ノ時ノ直前ノ事業年度ニ於ケル生産金額ニ依ル百分比ヲ記載シ其ノ「軍需」ノ欄ニハ軍ニ直接納入シタルモノ其ノ他軍ノ用ニ供セラレタルコト明カナルモノ「官

(通十二) 一五二

(通十三) 一五三

署」ノ欄ニハ軍ヲ除ク官廳ニ直接納入シタルモノニ付記載スルコト尙生擴ノ品目ニ付テハ「生擴」ノ欄ニ記載スルコト

五、「事業ノ種類」ノ欄(6)ニハ使用場所ニ於ケル主タル事業ノ種類ヲ具體的ニ例ヘバ石炭鑛業、航空機製造業、石油精製業等ノ如ク記載スルコト

六、學校ノ程度ハ「大學」「專門學校」及「實業學校」トシ學科ハ左ノ例ニ依リ區分シ記載スルコト

機 械—機械工學科、機械學科、化學機械科、工作機械科、鑛山機械科、機關科、航空學科ノ發動機分科、計器科、原動機科、紡織機械科、木型科、鑄工科、鑄工冶金科、鍛工科、鍛工冶金科、金屬工藝科、板金科、仕上科、精密機械科、應用物理學科、應用理化學科ノ應用物理分科、理學科ノ應用理學部選擇第一其ノ他之等ノ學科ニ準ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)

造 兵—造兵學科、精密工學科

造 船—造船學科、船舶工學科(航空分科ハ之ヲ除ク)其ノ他之等ノ學科ニ準ズベキ學科又ハ分科

航 空—航空學科其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科(機關科、航空發動機、分科ハ之ヲ除キ造船學科ノ航空分科ヲ含ム)

冶 金—冶金學科、金屬工學科、金屬工業科、應用金屬學科、採鑛冶金科ノ冶

第六條關係

金分科其ノ他之等ノ學科ニ準ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)

電 氣—電氣工學科、電機科、通信工學科其ノ他之等ノ學科ニ準ズベキ學科又ハ分科

應用化學—應用化學科、電氣化學科、化學工學科、工業化學科、纖維化學科、應用理化學科

ノ應用化學分科、理學科ノ應用理學部選擇第二其ノ他之等ノ學科ニ準ズベキ學科

又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)

色 染—染料學科、染色學科、色染科、色染仕上科其ノ他之等ノ學科ニ準ズベキ學科又ハ

分科專修ノモノヲ含ム)

人造纖維—人造纖維科、化學纖維科

窯 業—窯業學科其ノ他之ニ準ズベキ學科

燃 料—燃料學科其ノ他之ニ準ズベキ學科

火 藥—火藥學科

採 礦—採礦學科、鑛山工學科、採炭工學科、採鑛冶金科ノ採鑛分科其ノ他之等ノ學科ニ

準ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)

土 木—土木工學科其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)

建 築—建築學科其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)

(第十三) 一五四

(第十三) 一五五

七、「總使用員數」ノ欄8)ニハ當該使用場所ニ於ケル學校卒業生(本令施行前ノ卒業生ヲ含ム)ノ
總員數ヲ記載スルコト

八、申請員數ノ欄12)ハ學校程度及學科別ニ其ノ所要員數ヲ正確ニ記載スルコト

尙大學卒業生ニ付前記ノ分類ニ依ル學科中特ニ専門ノ事項ヲ修メタル者ヲ希望スル場合ハ其ノ
專攻ノ事項ヲ明ニシタル書類ヲ別紙添付スルコト

九、「擴張等ニ依リ新規ニ要スル工員又ハ鑛夫ノ員數」ノ欄14)ニハ具體的ニ確定シ居リ申請ノ年ノ

翌年三月末迄ニ計畫實施進捗ノ限度ニ於ケル新規要員數ニシテ雇入確實ナルモノヲ記載スルコ

ト

十、「在勤者中夜間授業ノ指定ノ學校ヲ申請ノ年ニ卒業スベキ者ニシテ申請人ニ於テ引續キ使用

セントスルモノ」欄15)ノ記載ニ際リテハ該當者ノ有無ヲ入念ニ調査シ記載事項ノ正確ヲ期スル

コト尙本欄記載ノ者ニ付テハ其ノ學校程度及學科別員數ヲ申請員數12)中ニ含マシムルコト

十一、申請ノ時迄ノ一年間ニ南方ニ轉出シタル學校卒業生(本令施行前ノ卒業生ヲ含ム)アルトキ

又ハ向後一年間ニ南方ニ轉出セシメントスル學校卒業生ニシテ具體的ニ確定セルモノ乃至見込

確實ナルモノアルトキハ其ノ學校程度別及學科別員數ヲ地域別ニ「其ノ他」ノ欄19)ニ記載スルコ

ト

十二、將來會社ノ理事者タラシムル目的ヲ以テ其ノ會社ノ理事者ノ子弟等ヲ使用セントスル場合
其ノ他特定ノ學校卒業者ヲ使用スベキ事情ノ存スル場合ハ其ノ大要ヲ「特ニ斟酌スベキ事情」ノ
欄20)ニ記載スルコト

十三、※印ノ附シアル箇所ハ申請人ニ於テ記載ヲ爲サザルコト

十四、本申請書ハ軍需品ヲ生産スル工場、事業場等ニ付テハ **軍資祕** 其ノ他ニ付テハ **極祕**
ノ印ヲ捺印スルコト

十五、本申請書ハ卒業生ヲ使用セントスル工場、事業場又ハ事業所所在地ノ所轄地方長官(東京

府ニ在リテハ警視總監、鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長)宛親展

扱トシテ其ノ封皮ノ表ニハ **學卒申請** ト朱書スルコト

別表

事業分類表

(大分類)

(中分類)

(小分類)

第一、鑛業

一、採鑛業

一、金屬鑛業

二、石炭鑛業

三、石油鑛業

四、其ノ他ノ鑛業

二、土石採取業

五、アルミニウム原礦採取業

六、其ノ他ノ土石採取業

第二、工業

三、金屬工業

七、鐵精鍊業及材料品製造業

八、銅精鍊業及銅又ハ其ノ合金材料品製造業

九、アルミニウム精鍊業及材料品製造業

一〇、其ノ他ノ金屬精鍊業及材料品製造業

一一、其ノ他ノ合金材料品製造業

一二、鐵又ハ鋼鑄物業

第六條關係

- 一三、其ノ他ノ鑄物業
- 一四、メツキ業
- 一五、鏈鎖、バネ、鋼索製造業
- 一六、ボルト、ナット、座金及鉄、釘製造業
- 一七、建築、橋梁、鐵塔等ノ建築材料製造業
- 一八、火造(鍛冶)業
- 一九、其ノ他ノ金屬品製造加工業
- 四、機械器具工業
 - 二〇、内燃機關製造業
 - 二一、其ノ他ノ原動機、原動機部分品及附屬品製造業
 - 二二、電氣機械器具製造業
 - 二三、無線及有線通信機械器具製造業
 - 二四、電線及電纜製造業
 - 二五、電池製造業
 - 二六、切削研磨用金屬機械製造業
 - 二七、其ノ他ノ金屬工作機械製造業

第六條關係

- 二八、工具製造業
- 二九、製材及木工機械金屬工作機械部分品及附屬品製造業
- 三〇、採鑛、選鑛及精鍊機械器具製造業
- 三一、化學工業用、窯業用及製紙用ノ機械器具製造業
- 三二、紡織蠶絲機械器具製造業
- 三三、其ノ他ノ製造加工用機械器具類製造業
- 三四、鐵道車輛製造業
- 三五、大型自動車製造業
- 三六、其ノ他ノ自動車製造業
- 三七、自動車部分品及附屬品製造業
- 三八、自轉車其ノ他ノ車輛製造業
- 三九、船舶製造業
- 四〇、航空機製造業
- 四一、航空機部分品及附屬品製造業
- 四二、運搬用機械製造業
- 四三、ポンプ及水壓機製造業

- 四四、送風機及氣體壓縮機製造業
- 四五、農業及土木建築用機械器具製造業
- 四六、電氣計器製造業
- 四七、其ノ他ノ計器類製造業
- 四八、試験及検査機械器具製造業
- 四九、學術用及醫療用機械器具製造業
- 五〇、光學機械器具製造業
- 五一、電球其ノ他ノ照明用機械器具製造業
- 五二、樂器類及蓄音器製造業
- 五三、辨及コック製造業
- 五四、軸受製造業
- 五五、齒車、ベルト車、車輪及車軸製造業
- 五六、前掲以外ノ部分品及附屬品製造業
- 五七、其ノ他ノ機械器具製造業
- 五八、銃砲、彈丸、兵器類製造業
- 五九、機械器具裝置業

第六條關係

五、化學工業

- 六〇、製藥業
- 六一、ソーダ製造業
- 六二、硫酸製造業
- 六三、壓縮ガス製造業
- 六四、燐及カーバイト製造業
- 六五、其ノ他ノ工業藥品製造業
- 六六、製鹽業
- 六七、染料及中間物製造業
- 六八、漆液及塗料製造業
- 六九、顔料製造業
- 七〇、マツチ其ノ他ノ發火物製造業
- 七一、コールドール及コールドール分溜物製造業
- 七二、石油精製業
- 七三、人造石油製造業
- 七四、植物油脂製造業

- 七五、其ノ他ノ動植物油脂製造業
- 七六、木蠟、蠟燭及加工油製造業
- 七七、ゴム製品製造業
- 七八、再製ゴム素地製造業
- 七九、パルプ製造業
- 八〇、製紙業
- 八一、セロファン紙製造業
- 八二、セルロイド(再生ヲ含ム)素地及セルロイド製品製造業
- 八三、人造絹絲製造業
- 八四、ステープルファイバー及其ノ他ノ化學纖維製造業
- 八五、動植物質、礦物質及配合肥料製造業
- 八六、製革及精製毛皮製造業
- 八七、石鹼及化粧品製造業
- 八八、人造レジン素地及製品製造業
- 八九、バルカナイズドファイバー製造業
- 九〇、防水布、擬革布類製造業

第六條關係

- 九一、フィルム、乾板類製造業
- 九二、研磨材料及研磨用品製造業
- 九三、炭素製品製造業
- 九四、コークス製造業
- 九五、其ノ他ノ化學製品製造業
- 六、ガス業、電氣業及水道業
- 九六、ガス業
- 九七、電氣業
- 九八、水道業
- 七、窯業及土石工業
- 九九、陶磁器製造及繪付業
- 一〇〇、ガラス及ガラス製品製造業
- 一〇一、セメント製造業
- 一〇二、煉瓦及耐火物製造業
- 一〇三、珓瑯鐵器製造業
- 一〇四、其ノ他ノ窯業製品製造業

(進十) 一一〇

(進十) 一一一

- 一〇五、セメント製品製造業
- 一〇六、石綿製品製造業
- 一〇七、石工品製造及土石工業
- 八、紡績工業
- 一〇八、製絲業
- 一〇九、綿絲紡績業
- 一一〇、麻絲及毛絲紡績業
- 一一一、其ノ他ノ紡績業
- 一一二、撚絲業
- 一一三、純綿、混紡綿及交織綿織物製造業
- 一一四、純絹、交織絹織物製造業
- 一一五、麻織物製造業
- 一一六、純毛、混紡毛及交織毛織物製造業
- 一一七、其ノ他ノ織物製造業
- 一一八、編物組物業
- 一一九、綿製造業

第六條關係

- 一二〇、捺染無地染及絞染業
- 一二一、其ノ他ノ染色及整理業
- 一二二、其ノ他ノ紡織工業

九、製材及木製品工業

- 一二三、製材、木材處理及合板製造業
- 一二四、木製品工業

一〇、食料品工業

- 一二五、精穀、製粉及澱粉製造業
- 一二六、製糖業
- 一二七、麥酒製造業
- 一二八、和酒及其ノ他ノ酒類製造業
- 一二九、醬油、味噌及食酢製造業
- 一三〇、清涼飲料製造業
- 一三一、菓子、パン、餡類製造業
- 一三二、罐詰饅詰製造業
- 一三三、畜產食料品製造業

- 一三四、製氷及冷凍食料品製造業
- 一三五、其ノ他ノ食料品工業

一一、印刷業及製本業

- 一三六、印刷業及製本業

一二、土木建築業

- 一三七、土木建築業

一三、其ノ他ノ工業

- 一三八、紙製品製造業
- 一三九、綿、麻、毛及絹製網、網及繩製造業
- 一四〇、革靴及其ノ他ノ皮革製品製造業
- 一四一、其ノ他ノ工業

第三、農林業

一四、農林業

- 一四二、耕作農業
- 一四三、園藝農業
- 一四四、雜農業

第六條關係

- 一四五、養蠶業
- 一四六、林業
- 一四七、畜産業
- 一四八、家畜飼料加工業
- 一四九、農林土木事業

第四、水産業

- 一五〇、沿岸漁業
- 一五一、内地沖合遠洋漁業
- 一五二、工船漁業其ノ他ノ海外漁業
- 一五三、養殖業
- 一五四、鹽田業
- 一五五、其ノ他ノ水産業
- 一五六、水産土木事業

第五、交通業

- 一六、運輸業

- 一五七、鐵道及軌道
- 一五八、自動車
- 一五九、海運業
- 一六〇、航空業
- 一六一、其ノ他ノ運輸業
- 一七、電信電話事業
- 一六二、電信電話事業
- 一八、其ノ他ノ交通業
- 一六三、道路、橋梁ノ經營
- 一六四、港灣、運河ノ經營

第六、商業

- 一九、物品販賣業
- 一六五、百貨店業
- 一六六、其ノ他ノ物品販賣業
- 二〇、不動産賣買業
- 一六七、不動産賣買業

第六條關係

二二、貿易

一六八、石油輸入業

一六九、其ノ他ノ貿易業

二三、倉庫業

一七〇、農業倉庫

一七一、商業倉庫

一七二、貿易倉庫

一七三、其ノ他ノ倉庫業

二四、金融業

一七四、銀行業

一七五、信託業

一七六、貸金業

一七七、質屋業

一七八、其ノ他ノ金融業

二五、保險業

一七九、保險業

二五、其ノ他ノ商業

一八〇、仲買、委託販賣及仲立業

一八一、取引所

一八二、市場業

一八三、證券業

一八四、小運送業

一八五、其ノ他ノ商業

第七、雜業

二六、雜業

一八六、土木建築請負業

一八七、土地建物賃貸(貸室ヲ含ム)業

一八八、物品賃貸業

一八九、新聞紙發行及圖書、雜誌出版業

一九〇、旅館業

一九一、娛樂及興業ニ關スル事業

一九二、映畫製作業

第六條關係

一九三、料理業

一九四、貸席業

一九五、理容業

一九六、上水道業

一九七、埋立及干拓業

一九八、其ノ他ノ雜業

第八、研究施設

二七、研究施設

一九九、研究施設(試作施設ヲ含ム)

第九、其ノ他ノ事業及施設

二八、其ノ他ノ事業及施設

二〇〇、教育事業

二〇一、體育事業

二〇二、文化事業

二〇三、慈善事業

二〇四、社會事業

二〇五、醫療施設

二〇六、博覽會

二〇七、觀光施設

二〇八、放送事業

二〇九、社交的施設

二一〇、其ノ他ノ事業及施設

様式第二號

使用場所	名稱	學校卒業者				使用報告書		
		所在地	修了學科名	氏名	備考	解雇	報告書	書
使用開始又ハ解雇ノ年月日	従事セシムル業務ノ種類	給料	卒業年月	卒業學校名	修了學科名	氏名	備考	

(規格B5)

昭和 年 月 日

住所又ハ所在地 使用者 氏名又ハ名稱

(第十一号) 1111

(第十一号) 1111

報告書作成上ノ注意

- 1 本報告書ノ用紙ノ大サハ國定規格B5判(182mm×257mm)トスルコト
- 2 本報告書ハ工場、事業場又ハ事務所別ニ作成スルコト
- 3 本報告書ノ標題ハ使用報告ニ在リテハ「解雇」ノ文字ヲ、使用セザルニ至リタル報告ニ在リテハ「使用」ノ文字ヲ抹消スルコト
- 4 「給料」欄ハ使用報告ノミニ之ヲ記載シ之ニ支給スル俸給、給料等ノ基本額ヲ日給、月給ノ區別ヲ明カニシテ記載スルコト、加給諸手当等ハ之ヲ基本給ト區別シテ記載スルハ差支ナキコト
- 5 「卒業年月」欄ニハ當該學校卒業ノ年月ヲ記載スルコト
- 6 「卒業學校名」欄ニハ何々大學工學部、何々高等工業學校、何々縣何々工業學校ノ如ク其ノ固有ノ名稱ヲ記載スルコト
- 7 尙高級科、第一本科、第二本科等ノ分科アルモノニ付テハ其ノ分科ヲ記載スルコト
- 8 「修了學科名」欄ニハ當該學校ニ於ケル學科ノ名稱ヲ記載スルコト
- 8 解雇ノ報告ニハ其ノ理由ヲ備考欄ニ記載スルコト

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

學校卒業者使用制限令第四條第二項 厚生大臣又ハ地方長官必要ト認ムルトキハ卒業者ノ使用ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ第二條ノ認可ヲ申請シタル者又ハ卒業者ヲ使用スル者ノ工場、事業場又ハ事務所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得

學校卒業者使用制限令第一條ノ學校指定ノ件

(昭和十三年八月二十六日
厚生省告示第百十九號)

改正 昭和十四年五月二十四日第九十四號、昭和十五年六月第七十九號、昭和十六年四月第百二十五號、昭和十七年三月二十五日第百二十一號

大學

- 一 大學ノ工學部及理工學部
 - 二 旅順工科大學
 - 三 大學ノ工學部及理工學部ノ研究科(大學院)
 - 四 旅順工科大學ノ研究科
- 專門學校
- 一 工業ニ關スル專門學校
 - 二 朝鮮及臺灣ノ工業ニ關スル專門學校
 - 三 南滿洲工業專門學校
 - 四 東京物理學校
 - 五 上田蠶絲專門學校
 - 六 日本大學大阪專門學校

(連十三) 一五九

實業學校

- 一 工業學校(大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)並ニ朝鮮及臺灣ノ工業學校(大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ
 - (一) 尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ五年以上トスルモノ
 - (二) 高等小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ三年(夜間授業ノモノニ在リテハ四年)以上トスルモノ
 - (三) 前二號ト同等以上ノモノ
 - (四) 工業學校規程第十一條ノ二又ハ臺灣公立工業學校規則第四條ノ規定ニ依リ設ケタル第二部
 - 二 大連工業學校
 - 三 撫順工業學校
- 各種學校
- 一 工業學校ニ準ズベキ私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ(夜間授業ノモノヲ除ク)

第六條關係

學校卒業者使用制限令第一條ノ學科指定

(昭和十三年八月二十六日)
(厚生省告示第百二十號)

改正 昭和十四年五月二十四日第九十五號、昭和十六年六月十六日第百六十六號、昭和十七年三月二十五日第百二十二號、昭和十八年二月十七日第七十二號

學校卒業者使用制限令第一條ノ學科ヲ左ノ通指定ス

大學ノ研究科

一 大學ノ項ニ掲グル學科ニ關スル事項ヲ研究題目トスルモノ

大學

- 一 機械工學科(化學機械科其ノ他機械工學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- 二 船舶工學科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- 三 航空學科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- 四 造兵學科(精密工學科其ノ他造兵學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- 五 電氣工學科(通信工學科其ノ他電氣工學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- 六 應用化學科(工學化學科、化學工學科、電氣化學科、纖維化學科其ノ他應用化學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)

(第十三)

六〇

(第十三)

一六一

七 採鑛冶金學科(鑛山及冶金學科、採鑛學科、冶金學科、金屬工學科、金屬學科、應用金屬

學科其ノ他採鑛冶金學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)

八 染料化學科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)

九 窯業學科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)

一〇 燃料化學科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)

一一 火藥學科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)

一二 土木學科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)

一三 建築學科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)

一及乃至七ノ學科ノ中早稻田大學ノ工業經營(分科ハ之ヲ除ク)

專門學校(專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ三年以

上トスルモノヲ含ム)

一 機械工學科(精密機械科、鑛山機械科、金屬工藝科、工作機械科、化學機械科、原動機械科其ノ他機械工學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)

二 造船工學科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)

三 航空工學科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)

四 電氣工學科(通信工學科其ノ他電氣工學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)

第六條關係

三三三

- 五 應用化學科(電氣化學科、工業化學科其ノ他應用化學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
 - 六 採鑛冶金科(採鑛學科、採炭工學科、金屬工業科其ノ他採鑛冶金科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
 - 七 色染化學科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
 - 八 人造纖維科(化學纖維科其ノ他人造纖維科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
 - 九 窯業科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
 - 一〇 燃料學科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
 - 一一 應用理化學科(應用物理學科、理學科ノ應用理學部選擇第一、第二其ノ他應用理化學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
 - 一二 土木工學科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
 - 一三 建築學科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- 工業學校(大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條又ハ大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規定第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノ並ニ專門學校及實業學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ一年以上三年未滿トスルモノ並ニ之ト同等ノモノヲ含ム)
- 一 機械科(精密機械科、計器科、原動機科、採鑛機械科、化學機械科、木型科、鑄工科、鍛工科、金屬工藝科、金工科、板金科、仕上科其ノ他機械科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)

- 二 造船科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- 三 航空科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- 四 電氣科(電氣機械科、機械電氣科其ノ他電氣科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- 五 應用化學科(工業化學科、化學工業科、電氣化學科其ノ他應用化學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- 六 採鑛冶金科(採鑛科、冶金科其ノ他採鑛冶金科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- 七 色染科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- 八 窯業科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- 九 土木科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- 一〇 建築科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)

勞務調整令

(昭和十六年十二月八日
勅令第千六百十三號)

(連九) 一五一

第一章 總 則

第一條 國家ニ緊要ナル事業ニ必要ナル勞務ヲ確保スル爲ニスル國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第六條ノ規定ニ基ク從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ノ制限ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二章 從業者ノ解雇及退職ノ制限

第二條 厚生大臣ノ指定スル工場、事業場其ノ他ノ場所(以下指定工場ト稱ス)ニ於テ使用セララル從業者又ハ厚生大臣ノ指定スル範圍ノ從業者ノ解雇及退職ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ノ從業者ニ付テハ雇傭期間ノ滿了其ノ他解雇及退職以外ノ事由ニ依リ雇傭關係ノ終了スル場合ニ於テハ引續キ雇傭關係ヲ存續セシムルコトヲ要ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一項ノ指定ハ指定スベキ工場、事業場其ノ他ノ場所ノ事業主又ハ指定ヲ受クベキ範圍ノ從業者ヲ使用スル事業主ニ對スル通知ニ依リ之ヲ行フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ指定ノ通知ヲ受ケタル事業主ハ其ノ旨ヲ關係從業者ニ周知セシムベシ

第六條關係

第三條 前條第一項及第二項ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

一 陸海軍ニ徵集若ハ召集セラレ又ハ志願ニ依リ陸海軍ノ現役ニ服セシメラレタル場合

二 陸海軍學生生徒(海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム)ニ採用セラレタル場合

三 國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラレタル場合

四 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

前條第一項及第二項ノ規定ハ國及道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニハ之ヲ適用セズ

第三章 從業者ノ雇入、就職及使用ノ制限

第四條 技術、技能又ハ學識經驗ヲ有スル者ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ(以下技能者ト稱ス)

ノ雇入及就職ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合又ハ國民職業指導所ノ紹介アル場合ヲ除クノ外之ヲ爲スコトヲ得ズ

第五條 前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

一 年齢十四年未滿若ハ年齢六十年以上ノ男子又ハ年齢十四年未滿若ハ年齢四十年以上ノ女子タル技能者ノ雇入及就職ノ場合

二 入營(應召ノ場合ヲ含ム以下同ジ)ヲ命ゼラレ若ハ徵用セラレタルニ因リ解雇セラレタル者又ハ入營若ハ徵用ノ期間中雇傭期間ノ滿了シタル者ガ其ノ退營(入營ノ際行フ身體検査ノ結果歸郷ヲ命ゼラレタル場合ヲ含ム)若ハ徵用解除ノ日ヨリ三月以内ニ再ビ原職ニ復歸スル場合

三 學校卒業者使用制限令第一條ノ卒業者ノ雇入及就職ノ場合

四 國及道府縣ニ於ケル技能者ノ雇入及就職ノ場合

五 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

第六條 本令施行後國民學校初等科(内地ニ於ケル之ニ準ズベキモノヲ含ム以下同ジ)ヲ修了シ又ハ國民學校高等科(内地ニ於ケル之ニ準ズベキモノヲ含ム以下同ジ)ヲ修了シ若ハ中途退學シタル後二年ヲ經過セザル者ニシテ技能者タラザルモノ(以下國民學校修了者ト稱ス)ノ雇入及就職ハ國民職業指導所ノ紹介ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ國及道府縣ニ於ケル雇入及就職ノ場合、船員職業紹介所ノ紹介ニ依ル船員ノ雇入及就職ノ場合竝ニ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 年齢十四年以上四十年未滿ノ男子又ハ年齢十四年以上二十五年未滿ノ女子ニシテ技能者及國民學校修了者タラザルモノ(以下一般青壯年ト稱ス)ノ雇入及就職ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外之ヲ爲スコトヲ得ズ

一 國民職業指導所ノ紹介ニ依リ雇入レ及就職スル場合

二 指定工場ノ專業主、厚生大臣ノ指定スル事業ヲ營ム者又ハ厚生大臣ノ指定スル者命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所ノ紹介ニ依ラズシテ雇入ルベキ一般青壯年ノ員數其ノ他雇入ニ關スル事項ニ付國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合

第六條關係

三 命令ノ定ムル所ニ依リ特定ノ一般青壯年ノ雇入及就職ニ付國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合

第八條 前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

一 第五條第二號ノ場合

二 船員職業紹介所ノ紹介ニ依ル船員ノ雇入及就職ノ場合

三 命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外農業、林業、畜産業、養蠶業及水産業ニ於ケル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合

四 國及道府縣ニ於ケル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合

五 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

第九條 厚生大臣ハ勞務供給業者ノ供給ニ依ル從業者ノ使用ノ制限ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 前條ノ規定ハ國及道府縣ニ於ケル勞務供給業者ノ供給ニ依ル從業者ノ使用ニハ之ヲ適用セズ

第十一條 國民學校初等科又ハ國民學校高等科在學中ノ者ヲ雇入レ其ノ者ガ國民學校初等科ヲ修了シ國民學校高等科ニ進學セザル場合又ハ國民學校高等科ヲ修了シ若ハ中途退學シタル場合引續キ其ノ者ヲ雇傭スル場合ニ於テハ第六條ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ者ガ國民學校初等科ヲ修了シ又ハ國民學校高等科ヲ修了シ若ハ中途退學スル時ニ於テ新ニ雇入レ及就職スルモノト看做ス

ハ其ノ者ガ年齢十四年ニ達スル時ニ於テ新ニ雇入レ及就職スルモノト看做ス

事業主其ノ雇傭スル從業者ニ付工場、事業場其ノ他ノ使用ノ場所間ニ所屬ノ移動ヲ行フ場合ニ於テハ本令ノ適用ニ付テハ後ノ使用ノ場所ニ於テ新ニ雇入レ及就職スルモノト看做ス

第一項及第二項ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ新ナル雇入ニ關シ第六條若ハ第七條ノ規定ニ依ル認可又ハ第六條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ依ル認可ノ申請アリタルトキハ其ノ申請ニ對スル認可又ハ不認可ノ處分アル時ニ新ニ雇入レ及就職スルモノト看做ス

第四章 雜則

第十二條 國民職業指導所長本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依ル認可ノ申請ニ付不正若ハ虛偽ノ事實アリト認ムルトキ又ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ認可ヲ取消スコトヲ得

第十三條 第四條、第六條又ハ第七條ノ規定ニ違反スル雇入又ハ就職アリタル場合ニ於テハ國民職業指導所長ハ雇入ヲ爲シタル者ニ對シ雇入レタル者ノ解雇ヲ、就職シタル者ニ對シ退職ヲ命ズルコトヲ得

前條ノ規定ニ依リ認可ノ取消アリタル場合亦同ジ

第十四條 厚生大臣ハ從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ニ關シ事業主ニ對シ監督上必要ナ

第六條關係

ル命令ヲ爲スコトヲ得

第十五條 國民職業指導所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徴スルコトヲ得

第十六條 厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ關係ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十七條 前三條ノ規定ハ國及道府縣ノ從業者ノ雇入、使用及解雇ニハ之ヲ適用セズ
國民職業指導所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國又ハ道府縣ニ於テ爲ス從業者ノ雇入、使用又ハ解雇ニ關シ從業者ヲ使用スル官衙(陸海軍ノ部隊及學校ヲ含ム)又ハ道府縣ヨリ通報ヲ求ムルコトヲ得

第十八條 厚生大臣第二條第一項ノ規定ニ依リ工場、事業場其ノ他ノ場所又ハ從業者ノ範圍ヲ指定セントスルトキハ内閣總理大臣ニ協議スベシ

第十九條 朝鮮及臺灣ニ在リテハ第六條、第七條、第八條及第十一條ノ規定ハ之ヲ適用セズ
朝鮮及臺灣ニ在リテハ年齢十二年以上四十年未満ノ男子ニシテ技能者タラザルモノ(以下男子

青壯年ト稱ス)ノ雇入及就職ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外之ヲ爲スコトヲ得ズ

一 國ノ紹介ニ依リ雇入レ及就職スル場合

二 指定工場ノ事業主並ニ朝鮮總督又ハ臺灣總督ノ指定スル者ニ於ケル雇入及就職ノ場合

三 男子青壯年ヲ雇傭シ得ベキ總員數ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市長又ハ郡守(澎湖廳ニ在リテハ廳長)ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ員數ニ滿ツル迄ノ雇入及就職ノ場合

四 命令ノ定ムル所ニ依リ特定ノ男子青壯年ノ雇入及就職ニ付朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市長又ハ郡守(澎湖廳ニ在リテハ廳長)ノ認可ヲ受ケタル場合

五 第五條第二號ノ場合

六 國竝ニ道、州及廳ニ於ケル男子青壯年ノ雇入及就職ノ場合

七 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

朝鮮及臺灣ニ在リテ年齢十二年未満ノ男子ニシテ技能者タラザルモノヲ雇入レ引續キ其ノ者ヲ雇傭スル場合ニ於テハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ者ガ年齢十二年ニ達スル時ニ於テ新ニ雇入レ及就職スルモノト看做ス

前項ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ新ナル雇入ニ關シ第二項ノ規定ニ依ル認可又ハ同項ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ依ル認可ノ申請アリタルトキハ其ノ申請ニ對スル認可又ハ不認可ノ

處分アル時ニ新ニ雇入レ及就職スルモノト看做ス

第二十條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ國民職業指導所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市長又ハ郡守(澎湖廳ニ在リテハ廳長)、樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トシ國民職業指導所トアルハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ國トス

本令中道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トシ國民學校初等科トアルハ樺太ニ在リテハ樺太國民學校初等科、南洋群島ニ在リテハ南洋廳國民學校初等科トシ國民學校高等科トアルハ樺太ニ在リテハ樺太國民學校令ニ依ル國民學校高等科、南洋群島ニ在リテハ南洋廳國民學校規則ニ依ル國民學校初等科トシ國民學校高等科トシ國民學校初等科トアルハ樺太ニ在リテハ樺太國民學校令ニ依ル國民學校高等科、南洋群島ニ在リテハ南洋廳國民學校規則ニ依ル國民學校高等科トシ内地ニ於ケル之ニ準ズベキモノトアルハ樺太ニ在リテハ樺太ニ於ケル之ニ準ズベキモノ、南洋群島ニ在リテハ南洋群島ニ於ケル之ニ準ズベキモノトス

第十三條中第四條、第六條又ハ第七條トアルハ朝鮮及臺灣ニ在リテハ第四條又ハ第十九條第二項トス

附則

(追九) 一五八

(追十三) 一六五

本令ハ昭和十七年一月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ内地、樺太及南洋群島ニ於テ第七條第二號ノ規定ノ、朝鮮及臺灣ニ於テ第十九條第二項第二號及第三號ノ規定ノ實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從業者移動防止令及青少年雇入制限令ハ之ヲ廢止ス但シ本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用及本令施行前ニ從業者移動防止令第五條ノ規定ニ違反スル雇入ヲ爲シタル者ニ對スル同令第八條ノ規定ノ適用ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

勞務調整令施行規則

(昭和十六年十二月十七日
厚生省令第六十四號)

改正 昭和十七年四月二十日第二十三號、昭和十七年九月九日第四十三號、昭和十七年十一月一日第五十二號、昭和十八年二月十五日第三號

第一條 勞務調整令(以下令ト稱ス)第二條第一項又ハ第二項但書ノ認可ノ申請ハ様式第一號ニ依リ令第二條第一項ノ指定工場又ハ指定ヲ受ケタル從業者ノ使用セラルル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ對シ之ヲ爲スベシ

國又ハ道府縣ニ使用セラルル從業者前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ當該官衙又ハ道府縣ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第二條 令第三條第一項第四號ノ場合トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合トス

- 一 日日雇入レテ從業者ヲ使用スル場合
 - 二 三十日以内ノ期間ヲ定メテ雇入レ從業者ヲ使用スル場合
 - 三 法令ニ依リ從業者ノ解雇又ハ退職ヲ要スルニ至リタル場合
 - 四 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ヲ廢止スル場合ニ於ケル從業者ノ解雇又ハ退職ノ場合
- 日日雇入レタル從業者ヲ三十日ヲ超エテ引續キ雇入レタル場合ハ前項第一號ニ該當セザルモノトス

(第十三)

一六六

(第十三)

一六七

ノトス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ三十日ヲ超エテ引續キ雇入レザル場合ト雖モ雇入レザル日ガ從業者ノ雇入レラルル場所ノ公休日又ハ使用主ノ都合ニ依ル一齊休業日ナル場合ニ於テハ之ヲ引續キ雇入レタルモノト看做ス

三十日以内ノ期間ヲ定メテ雇入レタル從業者ヲ三十日ヲ超エテ引續キ雇傭シタル場合ハ前項第二號ニ該當セザルモノトス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ雇傭關係終了ノ日ヨリ五日以内ニ再ビ其ノ者ヲ雇入レタル場合ハ之ヲ引續キ雇傭シタルモノト看做ス

第三條 令第四條ノ認可ノ申請ハ様式第二號ニ依リ令第四條ノ技能者(以下技能者ト稱ス)及其ノ者ヲ雇入レントスル者ノ連署ヲ以テ技能者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長(使用セントスル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ雇入ヲ爲スベキ地ノ所轄國民職業指導所長)ニ對シ之ヲ爲スベシ

第四條 國民職業指導所長ハ前條ノ申請アリタル場合ニ於テ當該技能者ノ國民勞務手帳ガ國民勞務手帳法施行令第八條ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ於テ保管セラルル場合ナルトキハ關係國民職業指導所長ト協議スルニ非ザレバ其ノ申請ニ對シ認可又ハ不認可ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第六條關係

國民職業指導所長ハ前項ノ協議調ハザル場合ニ於テハ關係國民職業指導所ガ同一道府縣内ニ在ルトキハ當該地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)、同一道府縣外ニ在ルトキハ厚生大臣ノ指揮ヲ受ケ處分スベシ

第五條 令第五條第五號ノ場合トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合トス

一 軍人又ハ之ニ準ズベキ者(重屬ヲ含ム)トシテ戰鬪其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル技能者ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノノ雇入及就職ノ場合

二 國民職業指導所長ニ於テ身體ノ障礙ニ因リ作業能力著シク劣レルモノト認定シタル技能者ノ雇入及就職ノ場合

三 國民職業指導所長ニ於テ日日又ハ三ヶ月以内ノ期間ヲ定メテ雇傭セラレ臨時ノ作業ニ従事スルノ常況ニ在ルモノト認定シタル技能者ノ雇入及就職ノ場合

四 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ノ承繼アリタル場合ニ於テ從前雇傭シ居リタル技能者ヲ引續キ雇入ルル場合及此ノ場合ニ於ケル技能者ノ就職ノ場合
船員職業紹介所ノ紹介ニ依ル船員ノ雇入及就職ノ場合

六 航空機搭乗員又ハ航空法第十六條ノ規定ニ依ル考查ニ合格シタル者ノ航空士、航空機操縦士又ハ航空機機關士トシテノ雇入及就職ノ場合

七 令第十一條第三項ノ規定ニ依リ新ニ雇入及就職ト看做サル場合ニ於ケル同種(別表事業分類表ノ中分類ニ依ル以下同ジ)ノ工場、事業場其ノ他ノ使用ノ場所間ニ於テ爲ス技能者ノ所屬ノ移動及令第七條第二號ニ定ムル者以外ノ者ヨリ令第七條第二號ニ定ムル者ニ技能者ノ所屬ノ移動ヲ行フ場合但シ後ノ使用ノ場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

八 徵用セラレタル技能者其ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ雇入及就職ノ場合

前項第二號ノ認定ヲ受ケントスル者ハ様式第三號ニ依リ居住地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ

第一項第三號ノ認定ヲ受ケントスル者ハ様式第四號ニ依リ居住地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ

第六條 令第六條但書後段ノ場合トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合トス

一 令第六條ノ國民學校修了者(以下國民學校修了者ト稱ス)ノ日日雇入及就職ノ場合

二 國民學校修了者ノ三十日以内ノ期間ヲ定ムル雇入及就職ノ場合

三 別ニ指定スル事業ニ於ケル雇入及就職ノ場合ヲ除クノ外農業、林業、畜産業、養蠶業及水

第六條關係

産業ニ於ケル國民學校修了者ノ雇入及就職ノ場合

四 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ノ承繼アリタル場合ニ於テ從前雇傭シ居リタル國民學校修了者ヲ引續キ雇入ルル場合及此ノ場合ニ於ケル國民學校修了者ノ就職ノ場合

五 特別ノ事由アル場合ニ於テ特定ノ國民學校修了者ノ雇入ニ付國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合

六 令第十一條第三項ノ規定ニ依リ新ニ雇入及就職ト看做サルル場合ニ於ケル同種ノ工場、事業場其ノ他ノ使用ノ場所間ニ於テ爲ス國民學校修了者ノ所屬ノ移動及令第七條第二號ニ定ムル者以外ノ者ヨリ令第七條第二號ニ定ムル者ニ國民學校修了者ノ所屬ノ移動ヲ行フ場合但シ後ノ使用ノ場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

七 徵用セラレタル國民學校修了者其ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ雇入及就職ノ場合前項第一號ノ規定ニ依リ雇入レタル國民學校修了者ヲ三十日ヲ超エテ引續キ雇入及就職スル場合ハ同號ニ該當セザルモノトス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ三十日ヲ超エテ引續キ雇入及就職セザル場合ト雖モ其ノ雇入及就職セザル日ガ其ノ者ノ使用セララルル場所ノ公休日又ハ使用主ノ都合ニ依ル一齊休業日ナル場合ニ於テハ之ヲ引續キ雇入及就職スルモノト看做ス

(追十三) 一七一

第一項第二號ノ規定ニ依リ雇入レタル國民學校修了者ヲ三十日ヲ超エテ引續キ雇傭セントスル場合ハ所定ノ期間ノ滿了スル時ニ於テ新ニ雇入及就職スルモノト看做シ且同號ニ該當セザルモノトス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ雇傭關係終了ノ日ヨリ五日以内ニ再ビ其ノ者ヲ雇入ルル場合ニ於テハ之ヲ引續キ雇傭スルモノト看做ス

第一項第五號ノ認可ノ申請ハ様式第五號ニ依リ國民學校修了者ヲ使用セントスル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長(使用セントスル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ雇入ヲ爲スベキ地ノ所轄國民職業指導所長)ニ對シ之ヲ爲スベシ

第四條ノ規定ハ前項ノ申請ニ付之ヲ準用ス

第七條 令第七條第二號ノ認可ノ申請ハ様式第六號ニ依リ左ニ掲ゲル期日迄ニ令第七條ノ一般青壯年(以下一般青壯年ト稱ス)ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長(使用セントスル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ主トシテ雇入ヲ爲スベキ地ノ所轄國民職業指導所長)ニ對シ之ヲ爲スベシ

一 第一期 四月ヨリ九月迄ノ間ニ於テ雇入レントスル申請ニ在リテハ期開始ノ年ノ一月十日

二 第二期 十月ヨリ翌年三月迄ノ間ニ於テ雇入レントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ八月一
十日

三 第三期 十月ヨリ十二月迄ノ間ニ於テ雇入レントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ八月一日

四 第四期 一月ヨリ三月迄ノ間ニ於テ雇入レントスル申請ニ在リテハ其ノ前年ノ十一月一日

第八條 令第七條第三號ノ認可ノ申請ハ様式第七號ニ依リ一般青壯年及其ノ者ヲ雇入レントスル
者ノ連署ヲ以テ一般青壯年ヲ使用セントスル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長（使用セン
トスル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ雇入ヲ爲スベキ地ノ所轄國民職業指導所長）ニ
對シ之ヲ爲スベシ

第四條ノ規定ハ前項ノ申請ニ付之ヲ準用ス

第九條 令第八條第三號ノ命令ヲ以テ定ムル場合トハ別ニ指定スル事業ニ於ケル一般青壯年ノ雇
入及就職ノ場合トス

第十條 令第八條第五號ノ場合トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合トス

一 軍人又ハ之ニ準ズベキモノ（軍屬ヲ含ム）トシテ戰鬪其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾
病ニ罹リタル一般青壯年ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ

（第十三） 一七一

（第十三） 七三

二又ハ第三十一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノノ雇入及就職ノ場合

二 國民職業指導所長ニ於テ身體ノ障碍ニ因リ作業能力著シク劣レルモノト認定シタル一般青
壯年ノ雇入及就職ノ場合

三 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ノ承繼アリタル場合ニ於テ従前雇傭シ居リタル一般青
壯年ヲ引續キ雇入ルル場合及此ノ場合ニ於ケル一般青壯年ノ就職ノ場合

四 一般青壯年ノ日日雇入及就職ノ場合（別ニ指定スル勞務ニ常時從事スルモノト國民職業指
導所長ニ於テ認定シタル者ヲ除ク）

五 一般青壯年ノ三十日以内ノ期間ヲ定ムル雇入及就職ノ場合（別ニ指定スル勞務ニ常時從事
スルモノト國民職業指導所長ニ於テ認定シタル者ヲ除ク）

六 令第十一條第三項ノ規定ニ依リ新ニ雇入及就職ト看做サル場合ニ於ケル同種ノ工場、事
業場其ノ他ノ使用ノ場所間ニ於テ爲ス一般青壯年ノ所屬ノ移動及令第七條第二號ニ定ムル者
以外ノ者ヨリ令第七條第二號ニ定ムル者ニ一般青壯年ノ所屬ノ移動ヲ行フ場合但シ後ノ使用
ノ場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

七 徵用セラレタル一般青壯年其ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ雇入及就職ノ場合

第六條關係

八 別ニ指定スル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合

前項第二號ノ認定ヲ受ケントスル者ハ様式第三號ニ依リ居住地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ

第一項第四號ノ規定ニ依リ雇入レタル一般青壯年ノ三十日ヲ超エテ引續キ雇入及就職スル場合ハ同號ニ該當セザルモノトス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ三十日ヲ超エテ引續キ雇入及就職セザル場合ト雖モ其ノ雇入及就職セザル日ガ其ノ者ノ使用セラルル場所ノ公休日又ハ使用主ノ都合ニ依ル一齊休業日ナル場合ニ於テハ之ヲ引續キ雇入及就職スルモノト看做ス

第一項第五號ノ規定ニ依リ雇入レタル一般青壯年ヲ三十日ヲ超エテ引續キ雇傭セントスル場合ハ所定ノ期間ノ滿了スル時ニ於テ新ニ雇入及就職スルモノト看做シ且同號ニ該當セザルモノトス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ雇傭關係終了ノ日ヨリ五日以内ニ再ビ其ノ者ヲ雇入ルル場合ニ於テハ之ヲ引續キ雇傭スルモノト看做ス

第十一條 勞務供給事業ヲ行フ者ヨリ常時一般青壯年タル從業者ノ供給ヲ受ケ之ヲ使用セントス

(第十三) 一七五

ル者ハ其ノ使用員數ニ付從業者ヲ使用セントスル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可ノ申請ハ様式第八號ニ依リ左ニ掲グル期日迄ニ之ヲ爲スベシ

- 一 第一期 四月ヨリ六月迄ノ間ニ於テ使用セントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ三月一日
- 二 第二期 七月ヨリ九月迄ノ間ニ於テ使用セントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ六月一日
- 三 第三期 十月ヨリ十二月迄ノ間ニ於テ使用セントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ九月一日
- 四 第四期 一月ヨリ三月迄ノ間ニ於テ使用セントスル申請ニ在リテハ其ノ前年ノ十二月一日

第十二條 技能者ハ勞務供給契約ニ基キ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ認可ヲ受ケントスル者ハ様式第九號ニ依リ技能者ヲ使用セントスル場所ノ所在地ニ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ

第十三條 令第十一條第一項乃至第三項ノ規定ニ依リ新ニ雇入及就職スルモノト看做サルル場合ノ雇入及就職ノ認可ノ申請ハ國民學校初等科又ハ國民學校高等科在學中ニ於テ雇入レタル者ガ國民學校初等科ヲ修了シ又ハ國民學校高等科ヲ修了若ハ中途退學スル日迄、年齢十四年未滿ニ

於テ雇入レタル者ガ年齢十四年ニ達スル日迄又ハ從業者ガ後ノ使用ノ場所ニ移動スル日前十日
目迄ニ之ヲ爲スベシ

第十三條ノ二 令第十一條第三項ノ規定ニ依リ新ニ雇入及就職スルモノト看做サルル場合ニ於ケ
ル令第四條、令第七條第三號又ハ第六條第一項第五號ノ認可ノ申請ハ第三條、第八條及第六條
第六項ノ規定ニ拘ラズ様式第九號ノ二ニ依リ從業者ニ付使用ノ場所間ノ所屬ノ移動ヲ決定スル
場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ對シ之ヲ爲スベシ但シ使用ノ場所間ノ所屬ノ移動ヲ決
定スル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 技能者、國民學校修了者及一般青壯年ヲ通算シ常時五人以上雇傭スル者ハ工場、事業
場其ノ他從業者ヲ雇傭スル場所毎ニ様式第十號ニ依リ從業者名簿ヲ備付ケ其ノ雇入、使用及解
雇、退職ニ關スル事項ヲ記載スベシ但シ工場法又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ニ使用セラルル
從業者ニ付テハ職工名簿又ハ鑛夫名簿ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

前項ノ名簿ハ從業者ノ死亡、解雇又ハ退職後二年間之ヲ保存スベシ

第十五條 厚生大臣ノ別ニ指定スル者ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ毎月ノ從業者ノ充
足及異動狀況ヲ様式第十一號ニ依リ翌月十日迄ニ直接厚生大臣ニ報告スベシ

前項ノ指定ハ指定スベキ工場、事業場其ノ他ノ場所ノ事業主ニ對スル通知ニ依リ之ヲ行フコト
ヲ得

第十六條 令第十五條ノ規定ニ依ル報告ハ事業主、從業者其ノ他關係人ヨリ之ヲ徵ス

第十六條ノ二 事業主第五條第一項第七號、第六條第一項第六號又ハ第十條第一項第六號ノ規定
ニ依リ技能者、國民學校修了者又ハ一般青壯年ヲ使用スルニ至リタルトキハ様式第十一號ノ二
ニ依リ五日以内ニ其ノ者ヲ使用スル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ届出ツベシ

第十七條 令第十六條第二項ノ證票ハ様式第十二號ニ依ルモノトス

第十八條 令第十七條第二項ノ通報ハ管轄區域内ニ在ル國又ハ道府縣ノ施設ニ於ケル從業者ノ雇
入、使用又ハ解雇ニ付様式第十號ニ依ルモノトス

附則

本令ハ昭和十七年一月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ第七條ノ規定ハ公布ノ日ヨリ、第十一條第一項ノ
規定ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

從業者移動防止令施行規則及青少年雇入制限令施行規則ハ之ヲ廢止ス

第七條第四號ノ申請期日ハ昭和十七年一月十日ヨリ三月迄ノ間ニ於ケル一般青壯年ノ雇入ニ關ス
ルモノニ限り同條同號ノ規定ニ拘ラズ昭和十七年一月十日トス

昭和十七年一月十日ヨリ三月迄ノ間ニ於ケル一般青壯年ノ雇入ニ關シ令第七條第二號ノ認可ノ申

第六條關係

請ヲ前項ノ期日迄ニ爲シタル者ガ其ノ申請ニ對スル認可又ハ不認可ノ指令ヲ受クル日迄ニ於テ爲
ス一般青壯年(別ニ指定スル學校ヲ昭和十六年十二月ヨリ昭和十七年三月迄ノ間ニ於テ卒業シ又
ハ卒業スベキ者ヲ除ク)ノ雇入ノ場合及此ノ場合ニ於ケル一般青壯年ノ就職ノ場合ハ第十條第一
項ノ規定ニ拘ラズ令第八條第五號ノ場合ニ該當スルモノトス
様式第一號

附則

本令ハ昭和十七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

解雇
退職認可申請書
雇傭關係不存續

使從	場所	姓名	職業
現	住	所	地
所	所	稱	稱
		事業主氏名(法人ニ在リ テハ其ノ名稱及代表者) 氏名印	

業者	業務ノ種類	氏名印及年月日	申請ノ理由
			退職認可又ハ雇傭關係不存續 認可アリタル後ノ從業者ノ就 職豫定先(又ハ居住豫定地)

昭和 年 月 日

國民職業指導所長宛

(記載心得)

- 一、本申請書、用紙ノ大サハ國定規格B5判(182 mm X 257 mm)トスルコト
- 二、本申請書ハ從業者ノ使用セラルル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト
- 三、標題ノ「解雇、退職、雇傭關係不存續」ノ文字ハ該當セザルモノヲ抹消スルコト
- 四、從業者ノ「業務ノ種類」欄ニハ例ヘバ機械技術者、採炭夫、仕上工等ノ如ク具體的ニ記載スルコト

第六條關係

- 五、「申請ノ理由」欄ニハ解雇、退職等ヲ爲サントスル理由ヲ詳細ニ記載スルコト尙其ノ理由ヲ證スベキ書類アルトキハ之ヲ添付スルコト
- 六、「退職認可又ハ雇傭關係不存續認可アリタル後ノ從業者ノ就職豫定先（又ハ居住地豫定地）」欄ニハ事業主ノ爲ス解雇認可申請又ハ雇傭關係不存續認可申請ナル場合ニ於テ之ガ記載ヲ要セザルコト
- 七、氏名ノ下ノ印ハ申請者ノミ押捺スベキコト

様式第二號

技能者 雇 入 就 職 認可申請書

事業ノ種類	技能者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地、名稱及事業主（法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者）氏名印

(追九) 一七二

(追九) 一七三

技能者ノ求ル人及充足狀況	當該期ニ於ケル技能者ノ求	技能者ノ求	求人申込數	求人割當數	同上ノ充足數			
	種別	種別	男	女	計	男	女	計
雇入ノ理由	現在又ハ從前ノ從業場所ノ所在地及名稱	從事セシメタル業務ノ種別	就職事情	就職セントスル技能者ノ住所、男女ノ別、氏名印及生年月日	備考	男	女	計
						男	女	計
種別	現在又ハ從前ノ從業場所ノ所在地及名稱	從事セシメタル業務ノ種別	就職事情	就職セントスル技能者ノ住所、男女ノ別、氏名印及生年月日	備考	男	女	計

第六條關係

女男	女男	女男	女男
年	年	年	年
月	月	月	月
日生	日生	日生	日生

昭和 年 月 日

國民職業指導所長宛

(注意) 申請ノ際ハ必ず國民勞務手帳ヲ提示スルコト國民勞務手帳法施行令第八條ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ同手帳ヲ保管セラレル場合ハ其ノ旨及之ガ事由ノ生ジタル從業場所ノ所在地、名稱及使用者名ヲ備考欄ニ記載スルコト

(記載心得)

一、本申請書ノ用紙ノ大サハ折上リ國定規格B5判(182mm x 257mm)トスルコト

(追九) 一七四

(追九) 一七五

- 二、本申請書ハ技能者及其ノ技能者ヲ雇入レントスル者ノ連署ヲ以テ技能者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所(使用セントスル場所ガ外地、外國ナル場合ニ於テハ雇入ヲ爲スベキ地)ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト
- 三、技能者ヲ使用セントスル場所ガ外地、外國ナル場合ニ於テハ内地ニ於ケル主タル事務所ノ所在地ヲ「技能者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所云々」欄ノ左側ニ括弧シテ附記シ置クコト
- 四、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ石炭採掘業、鑛物業、パルプ製造業等ノ如ク具體的ニ記載スルコト
- 五、「當該期ニ於ケル技能者ノ求人及充足狀況」欄ニハ第一期乃至第四期毎ニ於ケル職種別ノ當該事項ヲ申請當日現在ニ依リ記載スルコト
- 六、「技能種別」欄ニハ職業能力申告手帳又ハ國民勞務手帳ヲ有スル者ハ之ニ記載シアル職業名、學校學科名、技能者養成施設名又ハ檢定、試験免許ノ種別ヲ記載シ、其ノ何レヲモ有セザル者ハ國民職業能力申告令第二條ニ依リ指定セラレタル職業名、學校學科名、技能者養成施設名、檢定、試験及免許ノ種別ニ依リ記載スルコト
- 七、「現在又ハ從前ノ從業場所ノ所在地及名稱」欄ニハ現職中ノ者ニ在リテハ現在ノ從業場所、現ニ從業シ居ラザル者ニ在リテハ從前ノ從業場所ニ付當該事項ヲ記載スルコト

第六條關係

八、「從事セシメントスル業務ノ種別」欄ニハ認可後從事セシメントスル職業名ヲ例ヘバ機械技術者、採炭夫、火藥工等ノ如ク具體的ニ記載スルコト

九、「雇入ノ理由」及「就職事情」欄ニハ夫々其ノ特殊事情アルトキハ特ニ之ヲ具體的詳細ニ記載シ置クコト

様式第三號

身體障礙認定申請書

身體障礙ノ狀況	現	前	氏名、男女別及生年月日	現	住	所	本	籍
	職	職						
障礙ノ種類								
障礙ノ狀況								

(追九) 一七六

(追九) 一七七

備

考

昭和 年 月 日

國民職業指導所長宛

(記載心得)

- 一、本申請書ハ居住地ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト
- 二、身體ノ障礙狀況ハナルベク詳細ニ之ヲ記載スルコト

様式第四號

日傭技能者認定申請書

本	現	氏名、男女別及生年月日	技
籍	住		能
	所		種
			別

印

第六條關係

備考	最近三月間ニ於ケル就職狀況		
	主ナル就業ノ場所	就業日數	就業經路

昭和 年 月 日

國民職業指導所長宛

(記載心得)

- 一、本申請書ハ居住地ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト
- 二、「技能種別」欄ニハ職業能力申告手帳又ハ國民勞務手帳ヲ有スル者ハ之ニ記載シアル職業名、學校學科名、技能者養成施設名又ハ檢定、試驗免許ノ種別ヲ記載シ、其ノ何レヲモ有セザル者ハ國民職業能力申告令第二條ニ依リ指定セラレタル職業名、學校學科名、技能者養成施設名、檢定、試驗及免許ノ種別ニ依リ記載スルコト

(追九) 一七八

(追九) 一七九

三、「最近三ヶ月間ニ於ケル就職狀況」欄ノ「就業日數」欄ニハ最近三月間ニ於テ上記場所ニ實際就業シタル日數ヲ通算シテ記載シ、「就業經路」欄ニハ就業スル場合ニ直接雇傭主ノ求メニ應ジテ就業シ居ルヤ又ハ勞務供給業者ノ手ヲ經テ就業シ居ルヤ等ノ別ヲ記載スルコト

様式第五號

國民學校修了者雇入認可申請書

國民學校修了者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所所在地、名稱及事業主(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者)氏名印	事業ノ種類	前年度國民學校修了者ノ求人及充足狀況					
		求人申込數	男 人	女 人	求人割當數	男 人	女 人
雇入ノ理由		同上充足數	男 人	女 人			

第六條關係

女男	女男	女男	女男	女男	女男	雇入レントスル國民學校修了者ノ住所、男女別、氏名生年月日	出身國民學校名及其ノ所在地 國民學校修了又ハ中途退學年月	現在又ハ從前ノ從業場所ノ所在地、從業名稱及業務ノ種類	就職事情	備考
年月日生	年月日生	年月日生	年月日生	年月日生	年月日生	年月日	年月日			
年中退	年中退	年中退	年中退	年中退	年中退	修了	修了			

昭和 年 月 日
國民職業指導所長宛

(注意) 申請ノ際ハ必ズ國民學校修了者ノ出身學校ノ「職業指導證明書」ヲ添附スルコト尙國民

(追九) 一八〇

(追九) 一八一

勞務手帳ヲ所持スル者ハ同時ニ之ヲ提示スルコト國民勞務手帳法施行令第八條ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ同手帳ヲ保管セラルル場合ニ於テハ其ノ旨及之ガ事由ノ生ジタル從業場所ノ所在地、名稱及使用者名ヲ備考欄ニ記載スルコト

(記載心得)

- 一、本申請書ノ用紙ノ大サハ折上リ國定規格B5判(182mm×257mm)トスルコト
- 二、本申請書ハ國民學校修了者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所(使用セントスル場所ガ外地、外國ナル場合ニ於テハ雇入レントスル地)ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト
- 三、國民學校修了者ヲ使用セントスル場所ガ外地、外國ナル場合ニ於テハ内地ニ於ケル主タル事務所ノ所在地ヲ「國民學校修了者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地」云々欄ノ左側ニ括弧シテ附記シ置クコト
- 四、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ石炭採掘業、鑄物業、パルプ製造業等ノ如ク具體的ニ記載スルコト
- 五、「前年度國民學校修了者ノ求人及充足狀況」欄ニハ前年度國民學校ヲ修了又ハ中途退學シ

第六條關係

タル者ニ付國民職業指導所又ハ厚生省ニ求人申込ヲ爲シタルモノノ當該事項ヲ申請ノ時現在ニ依リ記載スルコト

六、「出身國民學校名及其ノ所在地云々」欄ノ所在地ハ道府縣、郡、市(區ノ設置アルモノハ區)迄ヲ記載スルコト

七、「現在又ハ從前ノ從業場所ノ所在地、名稱及業務ノ種類」欄ニハ現ニ從業セル者ニ付テハ現在ノ從業場所、現ニ從業シ居ラザル者ニ付テハ從前ノ從業場所ニ付當該事項ヲ記載スルコト

八、「雇入ノ理由」及「就職事情」欄ニハ夫々其ノ特殊事情アルトキハ特ニ之ヲ具體的詳細ニ記載スルコト

様式第六號

昭和 年 月 日

申請(申込)者

氏 名 (法人ニ在リテハ其ノ名稱) 氏 名 (及代表者) 氏 名 (印)

國民職業指導所長宛

受付年月日	受付番號	求人種別	産業分類
年月日		1 2 3	
類ノ事業	地 所在 同右	ノノ其ノ事工場 ノ場ノ業場 ノ名所他場 稱所	雇入 レ 場 ノ 所 ト
其他	生 擴	官 需 及 軍 需	利用狀況
%	%	%	

第六條關係

前記中解雇(徵用解除)人員	員人(用徵)入雇中期前						從業者異動狀況
	計	其ノ他ノ雇入ニ依ルモノ	年壯青般一	校學民國	者能技	國民職業指導所ノ	
前期末現在人員							男 女 計

尙利用狀況ニ關シテハ必要ニ依リ關係官廳又ハ團體等ノ之ニ關スル説明ヲ求ムルコトアルヲ以テ正確ナル根據ニ依リ記載スルコト

- (2) 「軍需及官需」ニハ軍及其ノ他ノ官廳ニ直接納入シタルモノヲ記載スルコト
- (3) 「生擴」ニハ主管省ヨリ生産擴充品目ノ生産數量割當ニ基キタルモノヲ記載スルコト但シ軍及其ノ他ノ官廳ニ直接納入シタルモノハ之ヲ除外スルコト
- (4) 「其ノ他」ニハ軍需、官需及生擴以外ノモノヲ記載スルコト
- (5) 生産ヲ爲サザル事業ニアリテハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト

五、「本期雇入計畫數」欄ノ記載ハ左ニ依ルコト

- (1) 「一般青壯年及國民學校修了者」欄ノ「一般青壯年」ハ勞務調整令ニ規定セラレタル一般青壯年ニ該當スルモノナルコト「國民學校修了者」ハ勞務調整令ニ規定セラレタル國民學校修了者中修了ノ年ノ七月以降ニ於テ紹介ヲ受ケテ雇入レントスルモノヲ記載スルコト
- (2) 「増員」ハ新規需要數ヲ、「補充」ハ解雇減耗ニ依ル減少ノ補充ノ爲ノ需要數ヲ記載スルコト

六、「申請(求人申込)ノ理由」欄ニハ採用希望地域ニ於ケル特殊緣故關係、其ノ他雇入認可申請又ハ求人申込ニ關シ參考トナルベキ事項ヲ詳細ニ記載スルコト

七、「宿舍及食事」欄ニハ宿舍ノ狀況(既設、設立豫定)ノモノトニ區別シ、收容可能人員及設立

豫定ノモノニ在リテハ完成豫定年月等)及舍費、食費額等ヲ記載スルコト

八、「其ノ他參考事項」ニハ福利施設其ノ他參考トナルベキ事項ヲ記載スルコト

九、國民職業指導所ノ紹介ニ依ラズシテ雇入レントスル場合ノ雇入認可申請ニハ本様式(二)ノ記載ハ之ヲ要セザルコト

一〇、本申請書ノ記載ニ關シ軍機上記載困難ナルモノニ付テハ其ノ旨ノ當該係官ノ證明書ヲ添附シ之ガ記載ヲ省略スルコトヲ得ルコト

様式第七號

特定ノ一般青壯年雇入認可申請書

事業ノ種類	從業者ヲ使用セン トスル工場、事業 場其ノ他ノ場所ノ 所在地、名稱及事 業主(法人)ニ在リ テハ其ノ名稱及代 表者(氏名)印
-------	--

第六條關係

當該期ニ於ケル一般青壯年ノ求人及充足數	求人申込數		求人割當數		充足數	
	女	男	女	男	女	男
雇入ノ理由						
現在又ハ從前ノ業務ノ種類	現在又ハ從前ノ從業場所ノ所在地及名稱	從事セシメントスル業務ノ種類	就職事情	就職セントスル一般青壯年ノ住所、男女別、氏名印及生年月日	備考	

昭和 年 月 日
國民職業指導所長宛

(進九) 一九〇

(進九) 一九一

(注意) 國民勞務手帳ヲ所持スル者ハ申請ノ際之ヲ提出スルコト國民勞務手帳法施行令第八條ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ同手帳ヲ保管セラルル場合ニ於テハ其ノ旨及之ガ事由ノ生ジタル從業場所ノ所在地、名稱及使用者名ヲ備考欄ニ記載スルコト

(記載心得)

- 一、本申請書ノ用紙ノ大サハ折上リ國定規格 B5 判 (182mm x 257mm) トスルコト
- 二、本申請書ハ一般青壯年及其ノ一般青壯年ヲ雇入レントスル者ノ連署ヲ以テ一般青壯年ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所(使用セントスル場所ガ外地、外國ナル場合ハ雇入レヲ爲スベキ地)ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト
- 三、一般青壯年ヲ使用セントスル場所ガ外地、外國ナル場合ニ於テハ内地ニ於ケル主タル事務所ノ所在地ヲ「從業者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地云々」欄ノ左側ニ括弧シテ附記シ置クコト
- 四、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ石炭採掘業、鑄物業、パルプ製造業等ノ如ク具體的ニ記載スルコト
- 五、「當該期ニ於ケル一般青壯年ノ求人及充足狀況」欄ニハ第一期乃至第四期毎ニ於ケル當該事項ヲ申請當日現在ニ依リ記載スルコト

第六條關係

六二ノ一三

- 六、「現在又ハ從前ノ業務ノ種類」欄ニハ現ニ從事シ又ハ從前從事シ居リタル業務ノ種類ヲ具體的ニ記載スルコト
- 七、「現在又ハ從前ノ從業場所ノ所在地及名稱」欄ニハ現職中ノ者ニ在リテハ現在ノ從業場所現ニ從事シ居ラザル者ニ在リテハ從前ノ從業場所ニ付當該事項ヲ記載スルコト
- 八、「從事セシメントスル業務ノ種類」欄ニハ認可後從事セシメントスル業務ノ種類ヲ具體的ニ記載スルコト
- 九、「雇入ノ理由」及「就職事情」欄ニハ夫々其ノ特殊事情アルトキハ特ニ之ヲ具體的詳細ニ記載スルコト

様式第八號

勞務供給ニ依ル從業者使用認可申請書

事業ノ種類	工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地、名稱及事業主(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者)氏名印
-------	---

(追九) 一九二

(追十一)

九三

供給ヲ受ケテ使用セントスル員數	計		勞務供給業者ノ住所氏名	使用人員				同上ノ主要ナル職種
	男	女		計	男	女	計	
前月中ニ於テ供給ヲ受ケテ使用シタル從業者ノ員數	男	女	他ノ其	期間中ニ於ケル延員數	同上ニ於ケル最高使用員數	計	男	女

昭和 年 月 日
國民職業指導所長宛

第六條關係

(記載心得)

- 一、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ鐵道建設工事、鐵製鍊業ノ如ク具體的詳細ニ記載スルコト
- 二、「前月中ニ於テ供給ヲ受ケテ使用シタル從業者ノ延員數」ハ申請書提出ノ日ノ前月中ニ於テ使用セル員數ノ延數ヲ記載スルコト
- 三、「其ノ他」ノ欄ニハ勞務供給ニ依リ從業者ヲ使用スベキ必要事由其ノ他參考トナルベキ事項ヲ記載スルコト

様式第九號

勞務供給ニ依ル技能者使用認可申請書

工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地、名稱及事業主(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者)氏名印	事業ノ種類	使用人員 期間中ニ於ケル延員數 同上日最高使用員數	使用期間
	供給ヲ受ケテ使用		

(追十一)

九四

(追十一)

九五

申請理由 其ノ他	セントス	計	ル員數

昭和 年 月 日

國民職業指導所長宛

(記載心得)

- 一、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ船舶製造業、鐵製鍊業ノ如ク具體的詳細ニ記載スルコト
- 二、「技能者ノ種別」欄ニハ鋸打工、熔接工ノ如ク具體的ニ記載スルコト
- 三、「申請理由」欄ニハ勞務ノ供給ニ依リ技能者ヲ使用スベキ必要事由ヲ具體的ニ記載スルコト
- 四、「其ノ他」欄ニハ參考トナルベキ事項ヲ記載スルコト

第六條關係

從業者名簿

業務ノ種類	從業者性別 氏名生年月日	本籍	雇入年月日	雇入ノ手續	解雇又ハ 退職年月日	備考
	女男 年月日生		昭和年月日	年月日 國職紹介 何々認可	昭和年月日	
	女男 年月日生		昭和年月日	年月日 國職紹介 何々認可	昭和年月日	
	女男 年月日生		昭和年月日	年月日 國職紹介 何々認可	昭和年月日	
	女男 年月日生		昭和年月日	年月日 國職紹介 何々認可	昭和年月日	
	女男 年月日生		昭和年月日	年月日 國職紹介 何々認可	昭和年月日	
	女男 年月日生		昭和年月日	年月日 國職紹介 何々認可	昭和年月日	

(記載心得)

- 一、「業務ノ種類」ハ當該從業者ノ從事スル業務ヲ具體的ニ記載スルコト
- 二、「雇入ノ手續」欄ニハ其ノ雇入ガ國民職業指導所ノ紹介又ハ雇入認可(技能者、國民學校修了者又ハ一般青壯年ノ各雇入認可ノ種類別)ノ別及紹介又ハ雇入認可アリタル年月日ヲ記載スルコト尙令第十一條第三項ノ從業者ノ所屬移動(轉勤)ニ依ルモノノ中認可ニ依ラザルモノニ付テハ所屬移動(轉勤)アリタル年月日及其ノ旨ヲ記載スルコト
- 三、令第三條第一項ノ指定工場ノ從業者又ハ同條ノ厚生大臣ノ指定スル從業者ナル場合ノ解雇、退職ニ付テハ其ノ理由及顛末ノ要旨ヲ備考欄ニ記載スルコト

從業者異動狀況報告

第六條關係

事業ノ種類																
生産品目																
從業者種別	區別	前月末從業者現在數			本月ニ於											
					雇(使)			入用			左ノ業指介			内國ノ指導所ニ依ルモノ		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
職工																
職員其ノ他																
計																
集團移入朝鮮人勞務者								/	/	/	/	/	/	/	/	/
其ノ他								/	/	/	/	/	/	/	/	/
勤勞報隊員								/	/	/	/	/	/	/	/	/
備考																

昭和 年 月 日

報告者

六二ノ二三

追十三 一八三

(通報)

昭和 年 月分

極秘

工場鑛山名											
所在地											
ケル異動狀況										本月末從業者現在數	
徵用ニ依ルモノ			解雇(解除)			差引増減▲數			本月末從業者現在數		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計

様式第十一號

六二ノ二三

氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名)印

追十三 一八三

(記載心得)

- 一、本屆ノ用紙ノ大サハ國定規格B5判(濶182mm 薄257mm)トスルコト
- 二、本報告ハ厚生大臣ノ特ニ指定シタル者ニ於テ毎月分ヲ翌月十日迄ニ厚生大臣ニ報告スルモノトス尙標題ノ「通報」ノ文字ハ國及道府縣ノ施設ニ於テ爲ス場合ニ用フルモノニ付一般ノ報告ニ在リテハ當該文字ヲ抹消スルコト
- 三、從業員ノ員數ノ記載ハ「アラビヤ」數字ニ依ルコト
- 四、「事業ノ種類」ハ勞務調整令第七條第二號ノ指定事業ニ該當スルモノニ付テハ其ノ指定ノ事業名ニ依ルコト
- 五、「生産品目」多種ニ互ルトキハ其ノ主タルモノニ付記載スルコト
- 六、本報告ノ從業者中ニハ日日雇入レタル者ヲ除キ本令ノ雇入及就職制限ノ適用ヲ受ケザル者モ之ニ含マシムルコト
- 七、「區別」中「前月末從業者現在數」及「本月末從業者現在數」欄ニハ各其ノ現在ニ於ケル全從業者(被徵用者ヲ含ム)ニ付從業者種別ニ從ヒ之ヲ記載シ、「雇入(使用)」欄ニハ國民職業指導所ノ紹介及認可ニ依ルモノ其ノ他總テノ雇入(使用)ニ依ルモノヲ記載シ、「左ノ内國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ」欄ニハ左欄ニ記載スベキ「雇入(使用)」員數ノ内當月中國民職業指導所ノ紹介ニ依リ雇入レタルモノヲ記載シ、「徵用ニ依ルモノ」欄ニハ増加徵用ニ依ルモノノミヲ記載シ、「解雇(解除)」欄ニハ當月中解雇シタルモノ及徵用解除又ハ勤勞報國隊員ノ解除其ノ他ニ因ル退場者ヲ記載スルコト

(道十三)

一八四

(道十三)

一八五

- 八、「從業者種別」中「職工鑛夫」欄ニハ其ノ下欄ノ各種別ニ記載スベキ勞務者以外ノ職工又ハ鑛夫ニ付記載シ(職工ノミヲ使用スル場合ハ鑛夫ノ文字ヲ、鑛夫ノミヲ使用スル場合ハ職工ノ文字ヲ抹消スルコト)、「職員其ノ他」欄ニハ「職工鑛夫」及其ノ下欄ノ各種別ニ記載スベキ勞務者以外ノ職員其ノ他ニ付記載シ、「集團移入朝鮮人勞務者」欄ニハ國民動員計畫ニ依リ集團移入シタル朝鮮人勞務者ノミヲ記載シ、「其ノ他」欄ニハ華人又ハ俘虜ヲ使用シタル場合ニ之ヲ記載シ、「勤勞報國隊員」欄ニハ國民勤勞報國協力令ニ依ルモノヲ記載スルコト
- 九、解雇(解除)人員多數ニ互ルトキハ其ノ具體的理由ヲ備考欄ニ記載スルコト
- 一〇、國及道府縣ノ施設ニ於ケル通報ニ在リテハ「事業ノ種類」、「生産品目」及「報告者氏名印」ノ各欄ハ記載ヲ要セズ

様式第十一號ノ二

從業者所屬移動(轉勤)屆

第六條關係

從業者ノ後ノ使用ノ場所ノ所在地、名稱及事業主(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者 氏名印)	事業ノ種類	(前)	從業者ノ從前ノ就業場所ノ所在地及名稱	從事セシムル業務ノ種類	所屬移動(轉勤)ノ理由	從業者	種別	氏名
		(後)					氏名	
							女男	
							女男	
							女男	
							女男	
							女男	

昭和 年 月 日

國民職業指導所長宛

(記載心得)

一、本屆ノ用紙ノ大サハ折上リ國民規格B5判(182mm×257mm)トスルコト

二、本屆ハ技能者、國民學校修了者及一般青壯年ノ所屬移動ニ付後ノ使用ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長宛之ヲ爲スコト

三、「事業ノ種類」欄ニハ所屬移動ノ前後ノ使用ノ場所別ニ例ヘバ石炭採掘業、鑛物業、パルプ製造業等ノ如ク具體的ニ記載スルコト

四、「從業者ノ從前ノ就業場所ノ所在地及名稱」欄ニハ從業者ノ所屬移動直前ノ就業場所ノ所在地及名稱ヲ記載スルコト

五、「從事セシムル業務ノ種類」欄ニハ後ノ使用ノ場所ニ於テ現ニ從事セシムル業務ノ種類ヲ具體的ニ記載スルコト

六、「所屬移動(轉勤)ノ理由」欄ニハ其ノ特殊事情アルトキハ特ニ之ヲ具體的詳細ニ記載スルコト

七、「從業者」欄ノ「種別」欄ニハ技能者、國民學校修了者及一般青壯年ノ別ヲ記載スルコト

様式第十二號 本票ノ用紙ノ大サハ國定規格A7判(74mm×105mm)トシ中央點線ノ所ヨリニツ

折トス

第六條關係

六二ノ二四ノ四

(表面)

第 號 昭和 年 月 日交付

第十三 一八八

通十一ノ 一〇三

勞務調整令ニ關スル臨檢票

第六條關係

六二ノ二五

(裏面)

第 號 昭和 年 月 日交付

六二ノ二六

官

職

氏

名

厚道
府生
省縣
又ハ國民職業指導所印

(通十一) 104

(通十三) 一八九

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ
報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ
他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ
忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

勞務調整令第十六條 厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルト
キハ從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定
ニ基キ當該官吏ヲシテ關係ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳
簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證
票ヲ携帯セシムベシ

第六條關係

六二ノ二六ノ一

別表

事業分類表

事業分類表		事業別	
大分類	中分類	大分類	中分類
(一) 鑛業	一、採鑛業	三、採鑛、選鑛及精鍊機械器具製造業	
	二、土石採取業		
	三、金屬精鍊業及材料品製造業		
(二) 金屬工業	四、鑄物業	二、紡績機械器具類製造業	
	五、メッキ業		
	六、其ノ他同種ノ金屬工業		
	七、原動機類製造業		
	八、電氣機械器具類製造業		
(三) 機械器具工業	九、電線及電纜製造業	一、七、自動車製造業	
	一〇、電池製造業		
	二、工作機械器具製造業		
		一八、自轉車及其ノ他同種ノ車輛製造業	
		一九、船舶製造業	

(四) 化學工業	三〇、航空機及航空機部分品製造業	三三、工業藥品製造業	
	三一、運搬機械製造業		
	三二、ポンプ、水壓機、送風機及氣體壓縮機製造業		
	三三、農業及土木建築用機械器具製造業		
	三四、計測器類製造業		
	三五、學術及醫療機械器具製造業		
	三六、光學機械器具類製造業		
	三七、照明用機械器具製造業		
	三八、樂器類及蓄音機製造業		
	三九、銃砲、彈丸、兵器類製造業		
	四〇、蠟及加工油製造業		
	四一、ゴム製品類製造業		
	四二、パルプ製造業		
	四三、製紙業		
	四四、セロファン紙製造業		
	四五、セルロイド製造業		
	四六、化學纖維製造業		
	四七、肥料製造業		
	四八、皮革製造業		

第六條關係

(五) ガス業
電業及水道業

- 五〇、石鹼及化粧品製造業
- 五一、其ノ他同種ノ化學工業
- 五二、ガス業
- 五三、電氣業
- 五四、水道業

(六) 窯業及土
石工業

- 五五、陶磁器製造及繪付業
- 五六、ガラス及ガラス製品製造業
- 五七、セメント製造業
- 五八、其ノ他同種ノ窯業
- 五九、セメント及石綿製品製造業

(七) 紡織工業

- 六〇、石工品製造業
- 六一、其ノ他同種ノ土石工業
- 六二、製絲業
- 六三、紡績業
- 六四、撚絲業

(八) 製材及木
製品工業

- 六五、織物業
- 六六、編物組物業
- 六七、綿製造業
- 六八、染色及整理業
- 六九、其ノ他同種ノ紡織工業
- 七〇、製材及合板業
- 七一、木製品工業
- 七二、精穀業
- 七三、製粉及澱粉製造業
- 七四、製糖業
- 七五、醸造業
- 七六、清涼飲料製造業
- 七七、菓子、パン、餡類製造業
- 七八、罐詰及壘詰製造業
- 七九、畜産食料品製造業
- 八〇、水産食料品製造業
- 八一、製茶業

(一) 印刷業及
製本業

- 八二、煙草製造業
- 八三、製氷及冷凍食料品製造業
- 八四、其ノ他同種ノ食料品工業
- 八五、印刷業
- 八六、製本業
- 八七、土木建築業
- 八八、紙製品製造業
- 八九、竹、杞柳、藤類製品製造業

(二) 土木建築
業

- 九〇、畳及藁、棕栢眞田類製品製造業
- 九一、綿、麻、毛及絹製鋼繩及網製造業
- 九二、纖維板製造業
- 九三、皮革製品製造業
- 九四、鈕釦(金屬製ノモノヲ除ク)製造業
- 九五、刷毛及刷子製造業

- 九六、漆器製造業
- 九七、製帽業
- 九八、玩具(金屬製ノモノヲ除ク)製造業
- 九九、映畫製作業
- 一〇〇、寫眞業
- 一〇一、塗裝業
- 一〇二、骨、角、蹄、甲、牙及貝類製品製造業
- 一〇三、醫療材料品製造業
- 一〇四、毛筆、萬年筆、鉛筆及クレヨン製造業
- 一〇五、和傘洋傘製造業
- 一〇六、草履(革製及ゴム製ノモノヲ除ク)爪草類製造業
- 一〇七、羽毛及獸毛漂白整理業
- 一〇八、其ノ他ノ雜工業中同種ノ製造加工業

(三) 商業

- 一九、米穀類販賣業
- 二〇、蔬菜類販賣業
- 二一、鮮魚介類販賣業
- 二二、牛乳販賣業
- 二三、荒物販賣業
- 二四、新聞發行販賣業
- 二五、百貨店
- 二六、其ノ他同種ノ物品販賣業
- 二七、貿易業
- 二八、媒介周旋業
- 二九、金融、保險業
- 三〇、預り業、貸貸業
- 三一、娛樂興行ニ關スル業
- 三二、接客業
- 三三、其ノ他同種ノ商業
- 三四、運輸業

(五) 公務自由業

- 三五、通信業
- 三六、辯護士、辨理士事務所
- 三七、執達吏役場、公證人役場、司法書士事務所
- 三八、教育事業
- 三九、宗教
- 四〇、醫療、衛生業
- 四一、獸醫業、裝蹄業
- 四二、著述、藝術、遊藝業
- 四三、産業團體
- 四四、社會事業團體
- 四五、其ノ他同種ノ團體
- 四六、代書、代願業
- 四七、其ノ他同種ノ自由業
- 四八、家事業
- 四九、其ノ他同種ノ産業

(六) 家事業
(七) 其ノ他ノ産業

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年四月一日ヨリ同年九月三十日迄ノ間ニ於テ一般青壯年ヲ雇入レントスル申請ニ在リテハ第三條第三項ノ規定ニ拘ラズ昭和十八年二月二十日迄トス

(道十三)

一九五

第十三

一九四

勞務調整令第四條ノ技能者トシテ左ノ者ヲ指定ス

(昭和十六年十二月二十六日) 厚生省告示第五百七十二號

勞務調整令(以下本令ト稱ス)施行地内ニ居住スル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ

一 本令施行地内ニ於テ引續キ三月以上左ニ掲グル職業ニ従事スル者

(一) 採炭、選炭、採鑛、選鑛採油又ハ採鑛ニ關スル技術ニ従事シ又ハ其ノ指導監督ニ従事スルヲ業トスルモノ
鑛山技術者

(二) 金屬ノ製鍊、合金、熱處理又ハ其ノ他ノ冶金ニ關スル技術ニ従事シ又ハ其ノ指導監督ニ従事スルヲ業トスルモノ
冶金技術者

(三) 電動機、發電機、變壓器等ノ電氣機械器具、電氣計器、電氣照明用機械器具、電線若ハ電纜ノ製作、取附、修繕若ハ取扱又ハ發變電若ハ送配電ニ關スル技術ニ従事シ又ハ其ノ指導監督ニ従事スルヲ業トスルモノ
電氣技術者

(四) 有線電信電話機、無線電話機 放送用ヲ含ム、電視裝置、電寫裝置、電氣信號機等ノ電氣通信用機械器具ノ製作、取附、修繕又ハ取扱ニ關スル技術ニ従事シ又ハ其ノ指導監督ニ従事スルヲ業トスルモノ
電氣通信技術者

(五) 陸、船及航空機用ノ原動機、工作機械、鑛山用機械、冶金用機械、
(造十三) 一九六

(進九) 二〇七

化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、車輛、自動車、起重機若ハ其ノ他ノ機械器具ノ製作、修繕若ハ取扱、鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ製作若ハ修繕又ハ金屬ノ壓延、鑄造、鍛造等ノ加工ニ關スル技術ニ従事シ又ハ其ノ指導監督ニ従事スルヲ業トスルモノ
機械技術者

(六) 航空機ノ機體又ハプロペラノ製作ニ關スル技術ニ従事シ又ハ其ノ指導監督ニ従事スルヲ業トスルモノ (航空機用原動機製作ニ従事スルモノヲ除ク)
航空機技術者

(七) 造船ニ關スル技術ニ従事シ又ハ其ノ指導監督ニ従事スルヲ業トスルモノ
造船技術者

(八) 有機化學、無機化學、電氣化學、高壓化學等ノ化學ニ關スル技術ニ従事シ又ハ其ノ指導監督ニ従事スルヲ業トスルモノ
化學技術者

(九) セメント、ガラス、陶磁器、耐火煉瓦又ハ其ノ他ノ窯業ニ關スル技術ニ従事シ又ハ其ノ指導監督ニ従事スルヲ業トスルモノ
窯業技術者

(一〇) 製材、木工品ノ製造又ハ機械類ノ木部ノ製造若ハ修繕ニ關スル技術ニ従事シ又ハ其ノ指導監督ニ従事スルヲ業トスルモノ
木工技術者

(一一) 道路、橋梁、鐵塔、港灣、河川、砂防、鐵道、軌道、隧道、索道、

第六條關係

六二ノ二九

上下水道又ハ其ノ他ノ土木ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

土木技術者

(一一) 建築ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

建築技術者

(一二) 氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

氣象技術者

(一三) 航空士、航空機操縦士、航空機機關士ヲ業トスルモノ

航空機搭乗員

(一四) 金屬材料ノ物理的試驗作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

金屬試驗工

(一五) 物理的又ハ化學的ノ實驗作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

實驗工

(一六) 陸、船及航空機用ノ原動機、工作機械、鑛山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、艦船、車輛、航空機、自動車、起重機、其ノ他ノ機械器具、電氣機械器具、電氣計器、電氣通信用機械器具又ハ鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ部分品、半製品又ハ製品ノ検査作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

機械検査工

(一七) レンズ、プリズム、レベル等ノ光學ガラスノ検査作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

レンズ検査工

(追九) 二〇八

(追九) 二〇九

(一九) 原動機、機關、ポンプ又ハ其ノ他ノ機械ノ試運轉作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

試運轉工

(二〇) 化學分析作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

分析工

(二一) 石炭又ハ亞炭ノ採掘又ハ探鑛ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ(手掘夫、發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム)

採炭士

(二二) 炭坑坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ運搬作業ニ從事スルヲ業トスルモノ(坑内ノ軌道夫ヲ含ミ坑外ノ運炭ノミニ從事スルモノヲ除ク)

坑内運炭夫

(二三) 炭坑坑内ニ於テ支柱作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

炭坑支柱夫

(二四) 炭坑又ハ亞炭坑ニ於テ機械ニ依ル石炭ノ選別作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

機械選炭夫

(二五) 鑛物ノ採掘又ハ探鑛ノ作業ニ従業スルヲ業トスルモノ(手掘夫、發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム)

採鑛夫

(二六) 鑛山坑内ニ於テ支柱作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

鑛山支柱夫

(二七) 鑛山坑内ニ於テ主トシテ鑛物ノ運搬作業ニ從事スルヲ業トスルモノ(坑内ノ軌道夫ヲ含ミ坑外ノ運鑛ノミニ從事スルモノヲ除ク)

坑内運鑛夫

(二八) 鑛山ニ於テ機械ニ依ル鑛物ノ選別作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

(大割夫ヲ含ム)

(二九) 石油山ニ於テ鑿井又ハ汲油ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

機械選鑛夫
石油鑛夫

(三〇) 銑鐵又ハフエロアロイノ製鍊作業(熱風炉操作ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ

製銑工

(三一) 鋼ノ製鍊作業(造塊及焙燒ノ作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ

製鋼工

(三二) 非鐵金屬ノ濕式製鍊、乾式製鍊又ハ電氣精鍊ノ作業(造塊作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ

非鐵金屬製鍊工

(三三) 鑄物用又ハ合金用ノ金屬熔融作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

金屬熔融工

(三四) 金屬加熱炉ノ操作ニ従事スルヲ業トスルモノ

操炉工

(三五) 金屬ノ箔、線、棒、管、條、板又ハタイヤノ製造ノ爲機械ニ依ル金屬ノ壓延、伸張、引拔、押出等ノ加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

壓延伸張工

(三六) 鐵、鋼又ハ其ノ他ノ金屬ノ鑄造作業(ダイカスト鑄造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ

鑄物工

(三七) 鍛冶又ハ鍛造ノ作業(プレスニ依ル火造作業ヲ含ミ且農具鍛冶、金具鍛冶、車鍛冶及又物製造鍛冶ヲ除ク)ニ従事スルヲ業トスルモノ

鍛工

(追九) 二一〇

(追九) 二一一

(三八) 金屬ノ燒入、燒鈍、燒戻、燒準、滲炭、窒化等ノ熱處理作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

熱處理工

(三九) 現圖展開作業又ハ型板取(現圖木製作)作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

現圖工

(四〇) 船體用鋼材ノ撓曲又ハ成形ノ作業(機械ニ依ル厚板ノ撓曲作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ

撓鐵工

(四一) 銑燒、當盤、銑打等ノ銑作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

銑打工

(四二) コーキング又ハ水油防材挿入ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

填隙工

(四三) 電氣又ハガスニ依ル金屬ノ熔接又ハ燒切ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

熔接工

(四四) 汽罐、水漕、煙突、復水器等ノ鋼板類製品ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

製罐工

(四五) 剪斷機ニ依ル金屬切斷作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

剪斷工

(四六) 造船ニ於テ現圖木型ニ依ル野書又ハ鋼材ノ現場取附組立ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(船臺大工ヲ含ム)

鐵木工

(四七) 主トシテ手作業ニ依ル金屬薄板ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

第六條關係

スルモノ(銅打物職ヲ含ミブリキ職ヲ除ク)

(四八) 主トシテプレスニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

(四九) 主トシテ艦船用ノ金屬板及管ノ加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

(五〇) 金屬管ノ加工取附作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(鉛工ヲ含ム)

(五一) 鐵材又ハ鋼材ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(第四〇號乃至第五〇號ニ屬スルモノヲ除ク)

(五二) 金屬加工ノ爲罫書及心出ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

(五三) 普通旋盤、工具旋盤、卓上旋盤、多數バイト旋盤、模寫旋盤、正

面旋盤、堅旋盤、專門旋盤等ノ旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

(五四) タレット旋盤、自動旋盤又ハ半自動旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

(五五) 中グリ盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

(五六) 研磨盤、ラツプ盤、艶出盤又ハ砥上盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

(五七) ボール盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

六二ノ三四

板金工

金屬プレス工

銅管工

配管工

鐵書工

罫書工

旋盤工

タレット工

中グリ工

研磨工

ボール盤工

(追九) 二二三

(五八) 平削盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

(五九) 形削盤又ハ堅削盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

(六〇) フライス盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

(六一) 齒切盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

(六二) 工作機械ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(第五三號乃至第六一號ニ屬スルモノヲ除ク)

(六三) 切削工具、剪斷工具、セリダシ工具、ゲージ、ジク、金型、計測

器類(度量衡法ニ依ラザルモノ)、ネヂ切削用補助工具、其ノ他ノ工具、

(六四) 鑪、鋸又ハ双物ノ仕上、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

部分品ノ組立作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ

(六五) 電動機、其ノ他ノ電氣機械器具又ハ電氣計器ノ仕上、組立、調整、

据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

(六六) 電氣通信用機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

電氣通信機組立工

電機組立工

仕上工

工具仕上工

特殊機械工

齒切工

フライス工

平削工

(六七) 度量衡器、理學的機械器具、機械的計測器(時計ヲ含ム)、兵器、光學機械器具又ハ其ノ他ノ精密機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

精密組立工

(六八) 原動機、工作機械又ハ其ノ他ノ機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

機械組立工

(六九) 航空機ノ仕上、組立、艤装、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

航空機組立工

(七〇) 自動車ノ仕上、組立、艤装、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

自動車工

(七一) 艦船ノ艤装作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

艤装工

(七二) 電線又ハ電纜ノ被覆、鎧装又ハ被鉛ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

電線被装工

(七三) 金屬ノ撚線又ハ合線ノ製造作業(鋼索製造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ

撚線工

(七四) 電線コイルノ巻線作業(手巻作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ

巻線工

(追九) 二二四

(七五) 電氣装置及器具ノ絶縁被覆作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

絶縁工

(七六) 手作業、機械作業又ハ化學作用ニ依ル目盛作業(文字書作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ

目盛工

(七七) 機械ニ依ル製材又ハ製板ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

製材工

(七八) 合板ノ製造作業(薄板製造及薄板膠着ノ作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ

合板工

(七九) 鑄物用木型ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

木型工

(八〇) 艦船、航空機、車輛又ハ其ノ他ノ機械器具ノ木部ノ製造作業(墨附作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ(家具職、建具職及指物職ヲ除ク)

木工

(八一) 木造船ノ建造作業(短艇製造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ

造船工

(八二) 硫酸製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ

硫酸工

(八三) 鹽酸製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ

鹽酸工

(八四) 硝酸製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ

硝酸工

(八五) 炭酸ソーダ、苛性ソーダ、金屬ソーダ、其ノ他ノソーダ鹽又ハカ

第六條關係

ソーダ工

リ鹽ノ製造ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ
(八六) 水素、酸素、炭酸ガス、亞硫酸ガス、鹽素ガス、鹽化メチレン、鹽化メチル等ノ液化ガス又ハ壓縮ガスノ製造作業(原料ガス發生效業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ

壓縮ガス工

(八七) 合成法ニ依ルアンモニア製造ノ化學工程(原料ガス發生及觸媒製造ノ作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ

アンモニア合成工

(八八) カーバイト製造用電氣炉ノ操作ニ從事スルヲ業トスルモノ

カーバイト電炉工

(八九) アルミナ及アルミニウムノ製造ノ化學工程(水晶石製造作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ

アルミニウム製造工

(九〇) 石炭乾溜ニ依ル石炭ガス、コークス又ハタールノ製造作業(石炭ノ低溫乾溜作業ヲ含ム)ニ従業スルヲ業トスルモノ

石炭乾溜工
ガス發生炉工

(九一) 發生炉ガス又ハ水性ガスノ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
(九二) タールノ分溜、精製等ノ方法ニ依ルベンゾール、トルオール、キシロール、ナフタリン、石炭酸等ノ化學製品ノ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

(追九) 二一六

トスルモノ

タール分溜工

(九三) 染料製造工場ニ於テタール染料又ハ其ノ中間體ノ製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ

染料工

(九四) 人造石油製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ

人造石油工

(九五) 石油ノ蒸溜、分解、精製又ハ洗滌ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

石油工

(九六) 動植物油脂ノ抽出、精製、分解、鹼化又ハ硬化ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

油脂工

(九七) ゴム原料ノ配合、混合等ノ精練作業(再生ゴム製造作業ヲ含ム)又ハタイヤ、ゴム靴、ゴム底足袋若ハゴム引防水布ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

ゴム工

(九八) セルロイド、醋酸纖維素又ハ纖維素エーテルノ製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ

セルロイド工

(九九) 製紙用又ハ人絹用ノパルプ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

パルプ工

(一〇〇) 人造絹絲、人造短纖維又ハセロファンノ製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ(漂白及洗滌ノ作業ニ従事スルモノヲ除ク)

人絹工

(一〇一) 顔料、ボイル油又ハワニスノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

顔料塗料工

(二〇二) 火藥類又ハ化學兵器ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(マ

ツチ製造作業ニ従事スルモノヲ除ク)

火藥工

(二〇三) 彈ノ火藥又ハ火工兵器ノ加工、裝填又ハ修理ノ作業ニ従事スル

ヲ業トスルモノ

火工

(二〇四) 炭素電極ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

電極工

(二〇五) 蓄電池、濕電池又ハ乾電池ノ製造又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ

業トスルモノ(光電池製造作業ニ従事スルモノヲ除ク)

電池工

(二〇六) セメント、陶磁器又ハ耐火煉瓦ノ焼成作業ニ従事スルヲ業トス

ルモノ

窯業焼成工

(二〇七) 金屬又ハガラスノ熔融用ルツボノ製造又ハ修理ノ作業ニ従事ス

ルヲ業トスルモノ

ルツボ工

(二〇八) 光學ガラス、鋼ガラス、硬質ガラス、フィルター、安全ガラス

等ノ特殊ガラスノ製造作業(ガラスノ熱處理作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業

トスルモノ

特殊ガラス工

(二〇九) レンズ、プリズム、レベル、反射鏡、船舶信號用ガラス等ノ光

(追九) 二二八

(追九) 二二九

學ガラスノ荒摺、研磨、心取等ノ作業又ハバルサム作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

光學ガラス工

(二一〇) 蒸汽機關車ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ(助手ヲ含ム)

蒸汽機關車運轉手

(二一一) 内燃機關車(ディーゼル動車及ガソリン動車ヲ含ム)ノ運轉ニ従事

スルヲ業トスルモノ(助手ヲ含ム)

内燃機關車運轉手

(二一二) 電車又ハ電氣機關車ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ

電車運轉手

(二一三) 自動車ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ

自動車運轉手

(二一四) 飛行場ニ於テ航空機及其ノ附屬品ノ點檢、分解、調整、補修、

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ

従事スルヲ業トスルモノ

航空機整備員

(二一五) 有線電信ノ發受信操作ニ従事スルヲ業トスルモノ

有線電信通信士

(二一六) 無線電信ノ發受信操作ニ従事スルヲ業トスルモノ

無線電信通信士

(二一七) 發動機ヲ有スル二十噸以上三十噸未満ノ漁船ノ操縦又ハ運轉ニ

従事スルヲ業トスルモノ(船員手帳又ハ海技免狀ヲ有スル者ヲ除ク)

漁船運轉手

(二一八) 製圖又ハ寫圖ノ技術的作業(設計ノ補助作業ヲ含ム)ニ従事スル

第六條關係

ヲ業トスルモノ

(一一九) 作業企業、作業研究又ハ單價若ハ原價ノ計算ノ技術的業務ニ從事スルヲ業トスルモノ

(一二〇) 電氣通信電線路(空中線ヲ含ム)ノ建設、保繕又ハ屋内配線工事ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

(一二一) 電氣通信用機械器具ノ設備又ハ保繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

(一二二) 電線架設、電路敷設、保線、屋内配線工事又ハ送配電ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

(一二三) 電氣機械ノ据附又ハ運轉ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

(一二四) 汽罐ノ罐焚又ハ取扱ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

(一二五) 原動機、機關、ポンプ又ハ機械ノ運轉又ハ保繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

(一二六) 起重機ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ

(一二七) 熔鑛炉、平炉、熔融炉、加熱炉、窯業用窯其ノ他ノ工業用炉窯又ハ汽罐煉瓦積部分ノ築造又ハ修築ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

六二ノ四二

製圖手

企劃手

通信電路工

通信電機工

電力電路工

汽罐士

機械運轉工

起重機運轉工

築炉工

(追九) 一二〇

(一二八) 保温材取附作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

(一二九) メツキ、ボンデライト、パークライディング、メタニウム又ハセラダイスノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

(一三〇) 塗料ニ依ル塗裝、吹附又ハ燒附ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

(一三一) 帆、索具、防舷物等ノ船具ノ製造、修繕又ハ取附ノ作業(錨及鎖ノ取附作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ

(一三二) 裝蹄ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

(一三三) 氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ従事スルヲ業トスルモノ

(一三四) 潜水服ヲ着用シテ行フ水中作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

二 引續キ三月以上一年未滿前號ノ職業ニ従事シテ本令公布ノ日以後ニ於テ其ノ職業ヲ罷メ其ノ職業ヲ罷メタル日ヨリ六月ヲ經過セザル者

三 引續キ一年以上第一號ノ職業ニ従事シテ其ノ職業ヲ罷メ其ノ職業ヲ罷メタル日ヨリ五年ヲ經過セザル男子

四 引續キ一年以上第一號ノ職業ニ従事シテ本令公布ノ日以後ニ於テ其ノ職業ヲ罷メ其ノ職業ヲ罷メタル日ヨリ五年ヲ經過セザル女子

五 左ニ掲グル學校ニ於テ左ニ掲グル學科ヲ修メ其ノ學校ヲ卒業シタル者

(追九) 一二一

保温工

メツキ工

塗裝工

網具工

裝蹄工

氣象手

潜水夫

六二ノ四三

第六條關係

學校

(一) 大學

イ 大學ノ工學部及理工學部

ロ 旅順工科大學

ハ 早稻田大學文學部

ニ 拓殖大學

(二) 專門學校

イ 工業及鑛業ニ關スル專門學校

ロ 朝鮮及臺灣ノ工業及鑛業ニ關スル專門學校

ハ 南滿洲工業專門學校

ニ 農林業ニ關スル專門學校

(三) 實業學校

イ 工業學校 (大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム) 並朝鮮及臺灣ノ工業學校 (大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム) ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ

(連九) 二二三

(連九) 二二三

1. 國民學校初等科修了程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ五年以上トスルモノ
2. 國民學校高等科修了程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ三年 (夜間授業ノモノニ在リテハ四年) 以上トスルモノ
3. 前二號ト同等以上ノモノ
4. 工業學校規程第十一條ノ二又ハ臺灣公立工業學校規則第四條ノ規定ニ依リ設ケタル第

二部

ロ 大連工業學校

ハ 撫順工業學校

(四) 各種學校 工業學校ニ準ズベキ私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ

學科

(一) 大學

イ 機械工學科 (北海道帝國大學工學部第三部類ヲ含ム)

ロ 船舶工學科 (造船學科ヲ含ム)

ハ 航空學科

ニ 造兵學科

第六條關係

ホ 電氣工學科(北海道帝國大學工學部第四部類ヲ含ム)

ヘ 應用化學科(工業化學科、化學工業科、染料化學科及電氣化學科ヲ含ム)

ト 探鑛冶金學科(鑛山及冶金學科、探鑛學科、冶金學科、金屬工學科、應用金屬學科及北海

道帝國大學工學部第二部類甲ヲ含ム)

チ 火藥學科

リ 燃料化學科(北海道帝國大學工學部第二部類乙ヲ含ム)

ヌ 土木工學科

ル 建築學科

ヲ 窯業科

イ及ホ乃至トノ學科ノ中早稻田大學ノ工業經營分科ハ之ヲ除ク

(二) 專門學校(專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ三年以上トスルモノヲ含ム)

イ 造機工學科(精密機械科、機械科、鑛機科及鑛山機械科ヲ含ム)

ロ 造船工學科

ハ 航空工學科

ニ 電氣工學科(電氣科ヲ含ム)

ホ 應用化學科(電氣化學科及製藥化學科ヲ含ム)

ヘ 探鑛冶金學科(探鑛學科、鑛山工學科、鑛山學科、冶金學科、冶金工學科及採炭工學科ヲ含ム)

ト 燃料學科

チ 窯業科

リ 土木工學科

ヌ 建築學科

ル 農藝化學科

(三) 工業學校(大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條又ハ大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノ竝専門學校及實業學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ一年以上三年未滿トスルモノ竝之ト同等ノモノヲ含ム)

イ 機械科(機械工作科、精密機械科、精密機械工作科、計器科、原動機科、探鑛機科、電氣機械科、電氣科、電氣機械工作科、機械電氣科、化學機械科其ノ他機械科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)

ロ 造船科

第六條關係

- ハ 航空科(機體製作科及航空機關科ヲ含ム)
- ニ 電氣科
- ホ 應用化學科(工業化學科、化學工業科、電氣化學科其ノ他應用化學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- ヘ 採鑛冶金科(採鑛科及冶金科、鑄工冶金科、鍛工冶金科其ノ他之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- ト 土木建築科(土木科、建築科ヲ含ム)
- チ 窯業科(陶器科、製陶科ヲ含ム)
- リ 塗工科(家具塗工科ヲ含ム)
- 六 左ニ掲グル技能者養成施設ニ於テ所定ノ課程ヲ修了シタル者
- (一) 國立又ハ公立ノ機械工養成施設ニシテ中學校卒業程度ヲ入所資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ
- (二) 國立ノ通信有技者養成施設ニシテ國民學校高等科修了程度ヲ入所資格トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ
- (三) 社団法人電信協會管理無線電信講習所(大正十三年以後ノ修了者ニ限ル)
- 七 左ニ掲グル檢定若ハ試験ニ合格シタル者又ハ左ニ掲グル免許ヲ受ケタル者
- (一) 實業學校卒業程度檢定規程ニ依ル工業學校卒業程度ノ檢定

(追九)

二二六

(追九)

二二七

- (二) 航空法第十六條ノ規定ニ依ル考査
- (三) 電氣事業主任技術者資格檢定規則ニ依ル電氣事業主任技術者ノ資格檢定
- (四) 瓦斯事業法施行規則第四十五條ノ規定ニ依ル銓衡
- (五) 銃砲火藥類取締法施行細則第四條又ハ第六條ノ二ノ規定ニ依ル銓衡
- (六) 壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令第十一條ノ規定ニ依ル銓衡
- (七) 無線通信士資格檢定規則ニ依ル無線通信士ノ檢定
- (八) 汽罐取締令ニ依ル汽罐士免許
- (九) 裝蹄師試験規則ニ依ル蹄鐵工試験
- (一〇) 自動車取締令ニ依ル自動車運轉者ノ免許
- (一一) 電氣工事人取締規則ニ依ル電氣工事人ノ免許
- (一二) 電話規則第四十條ノ規定ニ依ル資格認定
- (一三) 機械技術者檢定令ニ依ル檢定

勞務調整令第七條第二號ノ事業ヲ左ノ通指定ス

(昭和十六年十二月二十六日
厚生省告示第五百七十三號)

- 一 鑛業及砂鑛業(湯ノ花採取業ヲ除ク)
- 二 土石採取業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - (一) アルミニウム原鑛採取業
 - (二) 石灰石、工業用特殊陶磁器原石、耐火材原材料(珪石、珪藻土、ドロマイドヲ含ム)及石綿採取業
 - (三) 螢石及雲母採取業
 - (四) 土砂採取業
- 三 金屬工業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - (一) 金屬精鍊業及材料品製造業
 - (二) 鑄物業
 - (三) 鍍金業(亜鉛メッキ及錫メッキ業以外ハ軍需用ノモノニ限ル)
 - (四) 其ノ他ノ金屬工業ニシテ左ニ掲グルモノ
- イ 鏈鎖製造業

(道九) 二二八

- ロ バネ製造業
- ハ 鋼索製造業
- ニ 金網製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- ホ ボルト、ナット、座金及鋏製造業
- ヘ 釘類製造業
- ト 針金類製造業
- チ 金屬板製品(ドラム罐五ガロン用ブリキ罐及軍需用ノモノニ限ル)製造業
- リ 建築用家具用金物製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- ヌ 金屬製建具、家具類製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- ル 建築、橋梁、鐵塔等ノ建設材料製造業
- ヲ 蹄鐵及蹄釘製造業
- ワ 火造(鍛冶)業
- カ 金屬切斷業(軍需用ノモノニ限ル)
- ヨ 熔接業
- タ 其ノ他ノ金屬製品製造加工業(軍需用ノモノニ限ル)
- 四 機械器具工業ニシテ左ニ掲グルモノ

(道九) 二二九

第六條關係

- (一) 原動機類製造業(陸用圓鐘及軍需、生擴用以外ノ重油機械製造業ヲ除ク)
- (二) 電氣機械器具類(扇風器ハ軍需用ノモノニ限ル)製造業
- (三) 無線及有線通信機械器具製造業(鐵道信號安全裝置及部分品製造業ヲ含ム)
- (四) 電線及電纜製造業
- (五) 電池製造業(乾電池製造業ハ軍需及生擴附帶用ノモノニ限ル)
- (六) 工作機械器具製造業
- (七) 採鑛、選鑛及精鍊用機械器具製造業
- (八) 化學工業用機械器具製造業(製紙機械器具製造業ヲ除ク)
- (九) 瓦斯發生裝置製造業及鑄造機製造業
- (一〇) ミシン製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- (一一) 鐵道車輛製造業(內燃動車製造業ハ軍需用ノモノニ限ル)
- (一二) 自動車製造業
- (一三) 自轉車及其ノ他ノ車輛製造業
- (一四) 船舶製造業
- (一五) 航空機、航空機部分品及附屬品製造業
- (一六) 運搬機械製造業

(追九)

11110

(追九)

11111

- (一七) ポンプ、水壓機、送風機及氣體壓縮機製造業
- (一八) 特殊瀘水機製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- (一九) 農業用機械器具製造業
- (二〇) 土木建築用機械器具製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- (二一) 計測器類製造業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - イ 度量衡器製造業(軍需用ノモノニ限ル)
 - ロ 寒暖計製造業(軍需用ノモノニ限ル)
 - ハ 體溫計製造業
 - ニ 電氣計器製造業
 - ホ 計壓器類製造業
 - ヘ 其ノ他ノ計器製造業
 - ト 時計(電氣時計ヲ除ク)製造業(軍需用ノモノニ限ル)
 - チ 測量用機械器具製造業(製圖用機械器具製造業ヲ含ム)
 - リ 試験及檢査用機械器具製造業
- (二二) 學術及醫療機械器具製造業
- (二三) 光學機械器具製造業(寫眞機類製造業ハ軍需用ノモノニ限ル)

第六條關係

(二四) 照明用機械器具製造業(電球製造業以外ハ軍需用及鑛山用ノモノニ限ル)

(二五) 銃砲、彈丸、兵器類製造業(軍需用ノモノニ限ル)

(二六) 其ノ他ノ機械器具工業ニシテ左ニ掲グルモノ

イ 事務用機械製造業(軍需用ノモノニ限ル)

ロ 瓦斯器具製造業(軍需用ノモノニ限ル)

ハ 辨及コック製造業

ニ 軸受(寶石類ヲ以テ製造シタルモノヲ含ム)製造業

ホ ベルト車、車輪及車軸製造業

ヘ イ乃至ホ以外ノ部分品及附屬品製造業(軍需用ノモノニ限ル)

ト 其ノ他ノ機械器具製造業(軍需用ノモノニ限ル)

チ 齒車製造業

(二七) 機械器具裝置業

五 化學工業ニシテ左ニ掲グルモノ

(一) 製藥業

(二) 工業藥品製造業ニシテ左ニ掲グルモノ

イ ソーダ製造業

(追九) 二二三

(追九) 二二三

ロ 硫酸製造業

ハ 燐製造業

ニ 壓縮瓦斯製造業(酸素、水素、鹽素、アセチレン、アムモニア、窒素臭素以外ハ軍需用ノモノニ限ル)

ホ カーバイト製造業

ヘ 鹽酸製造業

ト 晒粉製造業

チ 重クロム酸ソーダ、重クロム酸カリ及過マンガン酸カリ製造業(軍需用ノモノニ限ル)

リ 鹽素酸ソーダ、鹽素酸カリ及苛性カリ製造業

ヌ 芒硝、硫化ソーダ及二硫化炭素製造業(輸出用ノモノヲ除ク)

ル 石炭酸、サルチル酸、醋酸製造業

ヲ アルコール(含水)、ブチルアルコール製造業

ワ アセトン、ホルマリン、エーテル及グリセリン製造業

カ グリコール製造業(軍需用ノモノニ限ル)

ヨ ヨード、ヨードカリ及鹽化カリ製造業

タ 硝石(合成硝石ヲ含ム)、人造水晶石及硝安製造業

レ シアンナトリウム及シアンカリ製造業

ソ 合成ベンゾール、合成トルオール、合成ゴム、合成硝酸、メタノール及其他ノ合成化

學工業藥品製造業

(三) 製鹽業

(四) 染料及中間物製造業(天然染料及硫化染料製造業ハ軍需用ニ限ル)

(五) 塗料製造業(船底塗料製造業以外ハ軍需用及生擴用ノモノニ限ル)

(六) 顔料(カーボンブラック、アセチレンブラック、硫酸バリウム、リトポン、チタン白、軍

需用鉛白、軍需用群青、軍需用紺青及ベンガラニ限ル)製造業

(七) 發火物製造業(煙火製造業ヲ除ク)

(八) 礦物油製造業

(九) 植物油類製造業(輸出用ノモノヲ除キ薄荷腦、薄荷油、テレピン油、ミカン油製造業ハ

軍需用ノモノニ限ル)

(一〇) 動物油脂製造業(輸出用ノモノヲ除ク)

(一一) 蠟及加工油製造業(木蠟製造業及蠟燭製造業ハ軍需用ノモノニ限ル)

(一二) ゴム製品類製造業(再生ゴム製造加工業ヲ含ム)

(一三) パルプ製造業

(一四) 製紙業

(一五) セロファン紙製造業(軍需用ノモノニ限ル)

(一六) セルロイド製造業ニシテ左ニ掲グルモノ

イ セルロイド素地製造業

ロ ベンゼンセルローズ製造業(軍需用ノモノニ限ル)

ハ ギアセチルセルローズ製造業(軍需用ノモノニ限ル)

(一七) 化學纖維製造業

(一八) 肥料製造業

(一九) 皮革製造業(鯨革及鯨革製造業以外ハ軍需用ノモノニ限ル)

(二〇) 石鹼(化粧品ヲ除ク)製造業

(二一) 左ニ掲グル諸化學工業

イ 人造レヂン素地及製品製造業(有機ガラス製造業ヲ含ム)

ロ バルカナイズドファイバー製造業

ハ リノリウム製造業(軍需用ノモノニ限ル)

ニ 防水布凝革布類製造業(軍需用ノモノニ限ル)

ホ 建築用防水紙及防水布製造業(軍需用ノモノニ限ル)

- ヘ フィルム、乾板類製造業
- ト タンニン製造業
- チ 糊料製造業(膠及ゼラチン製造業ニ限ル)
- リ 殺蟲劑及防腐劑製造業
- ヌ 研磨材料及研磨用品製造業
- ル 炭素製品製造業
- ヲ コークス製造業
- ワ 化學兵器製造業
- カ 高級燃料類製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- ヨ 其ノ他ノ化學製品製造業(活性炭及木炭以外ハ軍需用ノモノニ限ル)
- 六 瓦斯業及電氣業
- 七 水道業
- 八 窯業及土石加工業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - (一) 電氣用、醫療用、耐酸用及耐熱用陶磁器製造業
 - (二) 陶管製造業
 - (三) 光學ガラス、安全ガラス、石英ガラス及電氣用、醫療用、耐酸用若ハ耐熱用ガラス竝ニ

(進九) 二二六

(進九) 二二七

板ガラス製品製造業

- (四) セメント製造業
- (五) 煉瓦及耐火物製造業
- (六) 屋根瓦製造業
- (七) 石灰製造業
- (八) 珽瑯鐵器製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- (九) 其ノ他ノ窯業製品製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- (一〇) セメント製品製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- (一一) 石綿製品製造業(軍需用及生擔附帶用ノモノニ限ル)
- 九 紡織工業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - (一) 製絲業(生絲製造業ニ限ル)
 - (二) 紡績業(綿絲紡績業、絹絲紡績業、麻絲紡績業、毛絲紡績業及ステイブルファイバー絲紡績業ニ限ル但輸出用ノモノヲ除ク)
 - (三) 綿及絹撚絲業
 - (四) 織物業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - イ 純綿織物製造業

第六條關係

- ロ 混紡綿織物製造業
- ハ 絹織物製造業(輸出用ノモノヲ除ク)
- ニ 人造絹絲トノ交織絹織物製造業(輸出用ノモノヲ除ク)
- ホ 麻織物製造業
- ヘ 純毛織物製造業
- ト 混紡毛織物製造業
- チ 人造絹織物製造業
- リ 交織人造絹織物製造業
- ヌ ステープルファイバー織物製造業
- (五) メリヤス素地編立業
- (六) メリヤス製品製造業
- (七) 絲組物製造業
- (八) 綿製造業(眞綿製造業ハ軍需用ノモノニ限ル)
- (九) 染色及整理業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - イ 機械捺染業
 - ロ 無地染業

(追九)

二三九

ハ 布染晒整理業

- (一〇) フェルト製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- (一一) 繭短纖維製造業
- (一二) 裁縫業
- 一〇 製材及合板業(輸出用ノモノヲ除ク)
- 一一 コルク製品製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- 一二 鑄物用木型製造業
- 一三 食料品工業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - (一) 精穀業
 - (二) 製粉及澱粉製造業
 - (三) 製糖業
 - (四) 醸造業(醬油、味噌、食酢、和酒及麥酒製造業ニ限ル)
 - (五) パン(菓子パンヲ除ク)製造業
 - (六) 罐詰製造業(輸出用ノモノヲ除ク)
 - (七) 壘詰製造業(輸出用ノモノヲ除ク)
 - (八) 畜産食料品製造業(煉乳、粉乳、バター其ノ他乳製品及人造バター製造業ニ限ル)

第六條關係

(九) 水産食料品製造業 (乾海苔、佃煮海苔、昆布及昆布製品、細寒天並ニ角寒天製造業ヲ除ク)

(一〇) 煙草製造業

(一一) 製氷及冷凍食料品製造業

(一二) 製麵業

(一三) 肉エキス製造業

一四 左ニ掲グル諸工業

(一) 印刷業(兌換銀行券、郵券及官報類印刷業ニ限ル)

(二) 學製造業

(三) 綿、麻、毛及絹製網、繩及網製造業(軍需用漁業用及船舶用ノモノニ限ル)

(四) 皮革製品製造業ニシテ左ニ掲グルモノ

イ 革靴製造業(軍需用ノモノニ限ル)

ロ 馬具製造業

ハ ベルト製造業

(五) 家畜用配合飼料製造業

(六) 醫療材料品製造業

(七) 義肢製造業

一五 物品販賣業ニシテ左ニ掲グルモノ

(一) 米穀販賣業

(二) 蔬菜類販賣業

(三) 鮮魚類販賣業

(四) 牛乳販賣業

(五) 薪、炭販賣業

(六) 石炭、コークス類販賣業

(七) 新聞發行販賣業

一六 牛馬商

一七 勞務供給業(軍需、生産力擴充、土木建築及運輸通信關係ノモノニ限ル)

一八 銀行業、信託業

一九 無盡業、保險業

二〇 倉庫業

二一 冷蔵倉庫業

二二 運輸業ニシテ左ニ掲グルモノ

第六條關係

- (一) 鐵道(鋼索鐵道ハ平坦線ニ限ル)及軌道業
- (二) 乗合自動車運輸業
- (三) 貨物自動車運送業
- (四) 小運送業(小運送業法ニ依ル小運送業ニ限ル)
- (五) 港灣運送業
- (六) 船舶運送業
- (七) 航空輸送業
- 二三 通信事業(郵便物遞送請負業ヲ含ム)
- 二四 土木建築業
- 二五 教育(學校、圖書館及博物館ニ限ル)事業
- 二六 醫療衛生事業ニシテ左ニ掲ゲルモノ
 - (一) 醫業
 - (二) 浴場業
 - (三) 清掃業
- 二七 海難船舶救助事業
- 二八 學術研究事業

(第九) 二四二

(追十三) 一九七

勞務調整令第七條第二號ノ者ヲ左ノ通指定ス

(昭和十六年十二月二十六日) 厚生省告示第五百七十四號

改正 昭和十八年二月十五日第七十一號

- 一 市町村及之ニ準ズルモノ
- 二 神社
- 三 水利組合及北海道士功組合
- 四 特別ノ法律又ハ勅令ニ依リ設置セラレタル團體
- 五 民法第三十四條ノ規定ニ依ル法人
- 六 前各號ニ掲グル者ニ準ズル團體其ノ他ノ者ニシテ國民職業指導所長ニ於テ特ニ必要アリト認定シタルモノ

勞務調整令施行規則第六條第一項第三號ノ事業及同令

第九條ノ事業指定ノ件

(昭和十六年十二月二十六日
厚生省告示第五百七十五號)

- 一 庭園樹、花卉及山葵ノ栽植又ハ栽培
- 二 西洋梨、メロン、ブラッド・オレンジ又ハジヨツパー・オレンジノ栽培
- 三 豌豆、大豆、蠶、苜蓿等ノガラス室、障子室其ノ他ノ保温設備ヲ以テ收穫期迄行フ速成栽培
- 四 加熱設備ヲ以テスル温室内ノ果樹及蔬菜ノ栽培
- 五 眞珠貝、珊瑚又ハ觀賞用魚類ノ採捕又ハ養殖

賃金統制令施行規則

(昭和十五年十月十九日
厚生省令第四十六號)

改正 昭和十六年七月二十三日第三十七號 昭和十六年九月二十五日第四十五號

第一條 賃金統制令(以下令ト稱ス)第二條ノ規定ニ依リ令第二條各號ニ掲グル事業以外ノ事業ニ於ケル左ノ勞働ヲ指定ス

- 一 場屋又ハ物品ノ監守其ノ他之ニ類スル勞働
- 二 場屋又ハ道路ノ清掃其ノ他之ニ類スル勞働
- 三 小使、給仕其ノ他之ニ類スル勞働
- 四 寫字、印字、電話交換其ノ他之ニ類スル勞働
- 五 機械又ハ器具ノ操作、検査、修繕其ノ他之ニ類スル勞働
- 六 物ノ運搬又ハ配達ノ勞働

第二條 左ニ掲グル者ハ令第二條但書ノ規定ニ依リ勞務者タラザルモノトス

- 一 料理店業又ハ飲食店業ニ従事スル者
- 二 主トシテ家事ニ従事スル者
- 三 雇傭主ニ於テ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ノ承認ヲ受ケ令ノ適用ヲ除外シタル者

第六條關係

前項第三號ノ承認ノ申請書ハ様式第一號ニ依ルベシ

第三條 令第四條ノ命令ヲ以テ定ムル雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主トス

第四條 前條ノ雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ガ十人ニ達シタル日ヨリ三十日以内ニ賃金規則ヲ作成シ揭示其ノ他適宜ノ方法ニ依リ之ヲ勞務者ニ周知セシムベシ但シ賃金規則中勞務者ノ一部ニ關係アル事項ノ周知方法ハ關係勞務者ニ對シテノミ之ヲ爲スヲ以テ足ル

前項ノ雇傭主賃金規則ヲ變更シタルトキハ前項ニ準ジ直ニ之ヲ周知セシムベシ

第五條 賃金規則ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 所定就業時間數
- 二 賃金ノ締切ノ期間及支拂ノ期日
- 三 定額給ノ定アルトキハ其ノ初給額及最低額
- 四 請負賃金制ニ於ケル保證給又ハ單位時間給ノ定アルトキハ其ノ保證給又ハ單位時間給ノ初給額及最低額
- 五 單價請負、時間請負又ハ歩合請負ノ制アルトキハ其ノ請負單價、請負時間又ハ請負歩合及賃金算定方法

(追八) 五八

(追八) 五九

六 手當ヲ支給セントスルトキハ其ノ手當ノ名稱及額又ハ率並ニ給與條件

七 白米、精麥、食事又ハ住居ノ給與ヲ爲ストキハ其ノ數量、評價額及給與條件

八 遅刻又ハ早退ノ場合ニ於ケル賃金ノ計算方法

九 賃金ノ一部ヲ貯蓄又ハ公債購入ノ爲控除スルトキハ其ノ定ノ要旨

前項各號ニ掲グル事項ノ外賃金ニ關シ必要ナル事項ハ之ヲ賃金規則ニ記載スルコトヲ得

第六條 前條第一項第三號又ハ第四號ノ事項ニ付男女別、職種別、年齢別、勤続年數別其ノ他ノ區分ニ依リ異ル定アルトキハ各別ニ之ヲ記載スベシ

作業又ハ製品ノ種類多數ナルトキハ請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依ル記載ハ主要ナル作業又ハ製品ニ付爲スヲ以テ足ル

同種ノ製品ノ製造又ハ同種ノ作業ガ三月以上繼續セザルトキハ其ノ製品又ハ作業ニ付定ムル請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依ル記載ハ之ヲ省略スルコトヲ得

前二項ノ場合ノ外雇傭主請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依ル記載ノ全部又ハ一部ヲ省略セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

第七條 第三條ノ雇傭主賃金規則ニ依ル賃金ノ支拂ヲ爲スニ付令第十四條第一項ノ規定ニ依リ又

第六條關係

ハ第十四條第一項第三號、第十五條第一項、第二十六條第一項、第二十八條第一項、第二十九條第一項若ハ第三十條第一項ノ規定ニ依リ認可又ハ許可ヲ要スル事項アル場合ニ於テ其ノ認可若ハ許可ヲ受ケザルトキ又ハ賃金ノ協定存スル場合ニ於テ賃金規則ノ記載ガ其ノ協定ノ内容タル事項ト異ルトキハ令第五條本文ノ規定ニ拘ラズ各其ノ事項ニ付テハ賃金規則ニ依リ賃金ノ支拂ヲ爲スベキ限ニ在ラズ

第八條 令第六條ノ規定ニ依ル賃金規則ノ報告ニハ事業ノ種類、從業場所ノ名稱及所在地並ニ常時雇傭スル男女別勞務者數ヲ具スベシ

第九條 令第九條第二項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

- 一 早出、残業又ハ深夜若ハ休日ノ就業ニ對スル歩増
- 二 前號ノ外厚生大臣ノ指定スル手當
- 三 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク
- 四 賞與
- 五 臨時ノ給與

第十條 令第十條第二項ノ命令ヲ以テ定ムル期間ハ坑内ニ於テ就業スル鑛夫ニ付テハ三月トシ其ノ他ノ工場鑛山ノ勞務者ニ付テハ左ノ各號ニ依ル

- 一 三十歳未満ノ未經験勞務者 三月

(進八)

(進八)

二 三十歳未満ノ經驗勞務者 一年

一年

三 三十歳以上四十歳未満ノ勞務者 一年

一年

第十一條 前條ノ未經験勞務者トハ工場又ハ鑛山ニ於ケル左ノ各號ノ一ニ該當セザル勞務者ヲ謂フ

- 一 從事シツアル勞働又ハ之ト同種ノ勞働ニ三月以上從事シタル經驗アル者
- 二 工場又ハ鑛山ニ於テ六月以上勞働ニ從事シタル經驗アル者
- 三 工場又ハ鑛業ニ關スル國立若ハ公立ノ養成施設ニシテ三月以上ノ修業期間ヲ有スルモノ又ハ私立ノ養成施設ニシテ地方長官ニ於テ之ト同等以上ノモノト認定シタルモノノ課程ヲ修了シタル者
- 四 工業又ハ鑛業ニ關スル學校ニ於テ二年以上學習シタル者
- 五 前號ニ掲グルモノノ外國民學校初等科修了程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ四年以上トスル學校若ハ國民學校高等科修了程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ二年以上トスル學校又ハ之ト同等以上ノ學校ノ課程ヲ修了シタル者

前項第一號ノ同種ノ勞働ノ範圍ハ厚生大臣之ヲ定ム
最高初給賃金ガ業種又ハ勞務者ノ經驗年數ニ依リ區別アルトキハ其ノ業種ノ區分又ハ經驗年數ノ算定ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

第十二條 最高賃金ハ日日雇入ルル勞務者又ハ厚生大臣ノ指定スル勞務者ニ付定ムルモノトス

第六條關係

第十三條 令第十條第二項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

- 一 一月ニ付當該勞務者ノ健康保險法施行令第三條ノ規定ニ依リ定ムル標準報酬日額ノ二日分ヲ超エザル精勤手當
- 二 就業十時間ヲ超ユル早出若ハ残業又ハ深夜若ハ休日ノ就業ニ對スル歩増
- 三 前二號ノ外厚生大臣ノ指定スル手當
- 四 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク
- 五 賞與
- 六 臨時ノ給與

令第十一條第二項ノ賃金ハ前項第一號及第三號乃至第六號ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

第十四條 令第九條第二項ノ規定ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

- 一 勞務者ガ精神又ハ身體ノ障礙ニ因リ著シク作業能力劣レルモノナルトキ
 - 二 勞務者ノ都合ニ依リ所定就業時間ニ滿タザル就業ヲ爲ストキ
 - 三 天災事變其ノ他特別ノ事由ニ因リ雇傭主ガ地方長官ノ許可ヲ受ケ最低賃金ノ額ヲ下ル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭スルトキ
- 雇傭主前項第一號ノ規定ニ依リ最低賃金ノ額ヲ下ル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭シタルトキハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ雇傭ノ日ノ翌月十五日迄ニ様式第三號ニ依ル報告書ヲ地方長

官ニ提出スベシ

第一項第三號ノ許可ノ申請書ハ様式第四號ニ依リ其ノ申請ニハ第五條第一項第三號及第四號ノ最低額ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベシ

第十五條 令第十條第二項及第十一條第二項ノ規定ハ雇傭主ガ天災事變ニ際シ必要アルニ因リ又

ハ左ニ掲グル場合ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケ最高初給賃金又ハ最高賃金ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭スルトキハ之ヲ適用セズ

- 一 作業ノ性質上必要アルトキ
- 二 勞務者ガ技能特ニ優秀ナルトキ又ハ特技アルトキ
- 三 其ノ他特別ノ事由アルトキ

雇傭主天災事變ニ際シ必要アルニ因リ最高初給賃金又ハ最高賃金ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭シタルトキハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ雇傭ノ日ヨリ十四日以内ニ其ノ要領ヲ具シ地方長官ニ報告スベシ

第一項ノ許可ノ申請ニシテ不特定ノ勞務者ニ關スルモノナルトキハ其ノ申請書ハ様式第五號、特定ノ勞務者ニ關スルモノナルトキハ其ノ申請書ハ様式第六號ニ依リ其ノ申請ニハ賃金規則ノ寫ヲ添附スベシ

第十六條 令第十四條第一項ノ命令ノ定ムル期間(以下賃金總額計算期間ト稱ス)ハ左ノ如シ

第六條關係

第一期 一月一日ヨリ三月三十一日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ三月ノ最終賃金締切日前三月間)

第二期 四月一日ヨリ六月三十日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ六月ノ最終賃金締切日前三月間)

第三期 七月一日ヨリ九月三十日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ九月ノ最終賃金締切日前三月間)

第四期 十月一日ヨリ十二月三十一日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ十二月ノ最終賃金締切日前三月間)

第十七條 同一ノ工場、事業場ニ於テ令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ヲ常時三十人以上雇傭スル雇傭主ハ令第十四條第一項ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス前項ノ認可ノ申請書ニハ様式第七號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第一項ノ認可ノ申請ニハ前項ニ依ルノ外基準總額ヲ超ユル理由ヲ證明スルニ足ル資料竝ニ認可ヲ受ケントスル一時間平均賃金算出ノ方法及其ノ基礎ト爲ル資料ヲ具スベシ

第十八條 前條ノ認可ハ左ニ掲グル場合ニ之ヲ爲スモノトス
一 工場、事業場ニ於ケル勞務者ノ職種、年齢、經驗年數等ニ因リ必要アルトキ

(追八)

二 工場、事業場ニ於ケル作業ノ性質又ハ環境ニ因リ特ニ必要アルトキ

三 工場、事業場ニ於ケル作業能率特ニ優秀ナルトキ

四 天災事變ニ際シ其ノ他特ニ必要アルトキ

第十九條 令第十四條第一項ノ認可ハ男女及年齢別一時間平均賃金ニ依リ之ヲ爲シ且其ノ認可ノ日ヨリ一年以内ニ於テ失效ノ期限ヲ附スルモノトス

雇傭主前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ニ對シ賃金總額計算期間ニ支拂フ賃金ノ總額ハ前項ノ男女及年齢別一時間平均賃金ニ就業時間ノ總數ヲ乘ジテ得タル額ノ合計額ヲ超ユルコトヲ得ザルモノトス

前二項ノ男女及年齢別一時間平均賃金ノ適用ニ關スル勞務者ノ年齢ノ計算ハ其ノ年ノ一月一日ノ現在ニ依ルモノトス

第二十條 令第十四條第一項第四號ノ規定ニ依リ左ノ勞務者ヲ定ム

- 一 専ラ工場外又ハ事業場外ノ事務所ニ於テ使用スルモノ
- 二 日日雇入ルルモノ

第二十一條 令第十四條第一項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

- 一 厚生大臣ノ指定スル手當
- 二 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク

第六條關係

(追八)

三 賞與

四 臨時ノ給與

第二十二條 令第十四條第一項ノ平均時間割賃金ハ地域、業種、男女及年齢ノ別ニ之ヲ定ム

同一ノ工場、事業場ニ於テ平均時間割賃金ノ異ル二以上ノ事業ヲ營ムトキハ雇傭主ハ其ノ平均時間割賃金ノ適用ヲ受クベキ業種ヲ選定シ豫メ之ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

地方長官前項ノ規定ニ依ル雇傭主ノ業種ノ選定ヲ不適當ト認メタルトキハ別段ノ指定ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ平均時間割賃金ノ適用ニ關スル勞務者ノ年齢ノ計算ハ其ノ年ノ一月一日ノ現在ニ依ルモノトス

第二十三條 令第十四條第一項ノ就業時間ハ休憩時間ヲ含ムモノトス

第二十四條 令第十五條又ハ第十六條ノ認可ノ申請書ハ様式第八號又ハ様式第九號ニ依リ其ノ申請ニハ第五條第一項第五號ニ掲グル事項ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫及最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添付スベシ

第二十四條ノ二 令第十五條及第十六條ノ認可ハ其ノ認可ノ日ヨリ一年以内ニ於テ失效ノ期限ヲ附スルモノトス

第二十五條 令第十七條ノ認可ノ申請書ハ様式第十號ニ依リ其ノ申請ニハ初給賃金及昇給ニ關ス

ル賃金規則ノ記載ノ寫竝ニ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添付スベシ

第二十五條ノ二 雇傭主令第十七條ノ認可ヲ受ケタルトキハ認可アリタル昇給ノ規程ニ依リ其ノ賃金ヲ増スベキ勞務者ニ對スル一回ノ昇給額ノ其ノ勞務者ニ對スル平均額ハ其ノ昇給ノ規程ニ定ムル一回ノ昇給標準額ヲ超ユルコトヲ得ザルモノトス

第二十五條ノ三 令第十五條、第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ依リ認可ヲ受クル賃金ニハ第二十一條各號ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

第二十六條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ其ノ雇傭スル勞務者ニ就業ノ日又ハ時間ニ對スル賃金ヲ超ユル手當ヲ其ノ就業セザル日又ハ時間ニ對シ支給セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十一號ニ依リ其ノ申請ニハ手當ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添付スベシ

第二十七條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ令第六條ノ規定ニ依リ地方長官ニ報告シタル賃金規則ニ依ルノ外其ノ雇傭スル勞務者ニ實物ヲ給與セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

第六條關係

ヲ添附スベシ

第二十八條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ其ノ雇傭スル勞務者ニ賞與ヲ支給セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ賞與ノ各支給期ニ於ケル其ノ支給ヲ受クル勞務者ニ對スル平均金額ノ毎年ノ合計額ガ六十圓ヲ超エズ又ハ當該工場、事業場ニ於ケル勞務者ノ健康保險法施行令第三條ノ標準報酬日額ノ平均金額ノ四十日分ヲ超エザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十三號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第二十九條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ大部分ニ時ヲ同ジクシテ臨時ノ給與ヲ爲サントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ臨時ノ給與ノ其ノ給與ヲ受クル勞務者ニ對スル平均金額ノ毎年ノ合計額ガ二十圓ヲ超エザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十四號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第三十條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ勞務者ニ對シ厚生大臣ノ定ムル價格以下ノ代價ヲ以テ白米、精麥又ハ食事ノ販賣ヲ爲サ

(追八)

六八

(追八)

六九

ントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ其ノ販賣ノ委託ヲ爲サントスルトキ亦同ジ前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十五號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面及手當竝ニ實物給與ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベシ

第三十一條 令第二十二條ノ規定ニ依ル賃金ノ協定ノ認可ノ申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 協定ヲ爲シタル雇傭主ノ氏名及住所又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ名稱及所在地
- 二 協定ノ内容
- 三 協定ノ行ハルル區域
- 四 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第三十二條 雇傭主ハ天災事變ニ際シ必要アルトキハ令第二十一條但書ノ規定ニ依リ同條ノ協定ニ依ラザルコトヲ得

雇傭主前項ノ規定ニ依リ令第二十二條ノ協定ニ依ラザリシトキハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ要領ヲ具シ十四日以内ニ地方長官ニ報告スベシ

第三十三條 令第二十四條ノ規定ニ依ル賃金ノ協定ノ變更又ハ廢止ノ認可ノ申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

第六條關係

八四ノ一一

八四ノ一〇

- 一 協定ヲ爲シタル雇傭主ノ氏名及住所又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ名稱及所在地
- 二 廢止又ハ變更スベキ事項及其ノ内容
- 三 廢止又ハ變更セントスル協定ノ行ハルル區域
- 四 廢止又ハ變更ヲ要スル理由
- 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第三十四條 協定ノ行ハルル區域内ニ於テ協定ニ加ハリタル雇傭主ト同種若ハ類似ノ事業ヲ營ミ若ハ協定アリタル勞務者ト同種ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ地區内ニ於テ組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員(組合又ハ團體ヲ組織スル場合又ハ團體ノ組合員又ハ團體員ヲ含ム以下同ジ)タル資格ヲ有スルモ組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員ニ非ザルモノニ對シテハ令第二十五條ノ規定ニ依リ協定ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三十五條 令第二十九條ノ雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ノ數ガ十人ニ達シタルトキハ賃金臺帳ヲ作成シ勞務者ノ賃金ヲ記載スベシ但シ日日雇入ルル勞務者ノ賃金ハ記載ノ限ニ在ラズ

第三十六條 賃金臺帳ハ個人票、總括票、特別手當臺帳、生産臺帳及昇給臺帳トス個人票及總括票ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ガ十人ニ達シタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ作成シ其ノ様式ハ常時三十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル工場、

鑛山ニ在リテハ様式第十六號及第十七號、其ノ他ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ在リテハ様式第十八號及第十九號ニ依ルベシ
特別手當臺帳ハ第二十一條第一號ノ手當ヲ支給スルニ至リタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ作成シ同號ノ手當ノ種類毎ニ手當ヲ受ケタル勞務者ノ氏名、男女別、年齢及其ノ手當額ヲ記載スベシ
生産臺帳ハ令第十五條ノ認可ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ作成シ一定ノ勞務者ニ支拂フ賃金ニ付單位生産量ニ對スル額ヲ定メタル生産品ノ毎月ノ生産量又ハ毎賃金締切期間ノ生産量ヲ記載スベシ

昇給臺帳ハ令第十七條ノ認可ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ作成シ認可アリタル昇給ノ規程ノ適用アル勞務者ノ氏名、男女別、初給賃金額(同條ノ認可アリタル際現ニ雇傭セラルル者ニ付テハ當時支給スル賃金)、昇給期日及昇給額ヲ記載スベシ

雇傭主地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ個人票ニ付第二項ノ様式ト異ル様式ヲ用フルコトヲ得前項ノ規定ニ依ル許可ノ申請ニハ雇傭主ノ用ヒントスル様式及申請ノ理由ヲ具スベシ

第三十七條 賃金臺帳ノ記入ハ個人票、特別手當臺帳及生産臺帳ニ在リテハ毎月ノ賃金、第二十一條第一號ノ手當又ハ生産量ニ付翌月末日迄ニ之ヲ爲シ總括票ニ在リテハ毎月ノ賃金ニ付翌月末日迄ニ毎賃金總額計算期間ノ賃金ニ付其ノ期間終了ノ翌月末日迄ニ之ヲ爲シ昇給臺帳ニ在リテハ毎昇給期ノ昇給額ヲ昇給期ノ翌月末日迄ニ之ヲ爲スベシ

第三十八條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時三十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫ヲ翌月末日迄ニ每賃金總額計算期間ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫ヲ其ノ期間終了ノ翌月末日迄ニ地方長官ニ報告スベシ

第三十九條 賃金臺帳ハ其ノ最後ノ記入ヲ爲シタル後三年間之ヲ保存スベシ

第四十條 令第三十一條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ様式第二十號ニ依ル

第四十一條 地方長官第二條第三號ノ承認又ハ第六條第四項、第二十六條第一項、第二十七條第一項、第二十八條第一項、第二十九條第一項若ハ第三十六條第六項ノ許可ノ申請書ヲ受理シタル後三十日以内ニ其ノ申請事項ニ關シ雇傭主ニ對シ文書ニ依ル指令又ハ照會若ハ通知ヲ發セザルトキハ其ノ期間滿了ノ日ニ於テ申請事項ニ付承認又ハ許可アリタルモノトス申請事項ニ關シル照會ニ對スル回答書ヲ受領シ又ハ申請事項ニ關シ雇傭主ニ通知ヲ發シタル後三十日以内ニ申請事項ニ關シ文書ニ依ル指令又ハ照會若ハ通知ヲ發セザルトキ亦同ジ

第四十二條 本令ノ規定ニ基キ地方長官ニ對シ爲スベキ申請又ハ報告ハ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所毎ニ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ヲ管轄スル地方長官ナキ場合ニハ雇傭契約ヲ締結シタル場所ヲ管轄スル地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ

第四十三條 令第三十三條第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣ニ提出スル申請書ハ賃金ノ協定ヲ爲シタル

(進八) 七二

(進八) 七三

ル雇傭主又ハ組合若ハ團體ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スベシ

第四十四條 本令ノ規定ニ依ル申請又ハ報告ニ關シ雇傭主ニ於テ代理人ヲ定メタルトキハ地方長官ニ届出ツベシ其ノ代理權ヲ解除シタルトキ亦同ジ

第四十五條 本令中地方長官トアルハ鑛夫(砂鑛業ニ於ケル鑛夫ニ準ズベキ者ヲ含ム)ニ付テハ鑛山監督局長トス

附 則

第四十六條 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

第四十七條 令施行ノ際同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ニ付テハ第四條ノ期限ハ令施行ノ日ヨリ六十日トス

第四十八條 令施行ノ際現ニ従前ノ賃金統制令施行規則第六條第三號ノ規定ニ依リ受ケタル許可ハ第十四條第一項第三號又ハ第十五條第一項ノ規定ニ依リ受ケタルモノト看做ス

第四十九條 令施行ノ際現ニ賃金臨時措置令施行規則第四條ノ規定ニ依リ賃金臨時措置令第十六條第一項ノ規定ニ依ラザルコトニ付許可ヲ受ケタル雇傭主ハ第十五條第一項ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第五十條 第二十六條ノ規定ニ依リ其ノ支給ニ付地方長官ノ許可ヲ受クベキ手當ヲ令施行ノ際現ニ支給シアル雇傭主ハ令施行ノ日ヨリ九十日以内ヲ限り其ノ支給ニ付同條ノ許可ヲ受クルヲ要セズ

第六條關係

第五十一條 第二十七條ノ規定ニ依リ其ノ給與ニ付地方長官ノ許可ヲ受クベキ實物給與ヲ令施行ノ際現ニ給與シアル雇傭主ハ令施行ノ日ヨリ九十日以内ヲ限リ其ノ給與ニ付同條ノ許可ヲ受クルヲ要セズ

第五十二條 令施行ノ際現ニ勞務者ニ對シ白米、精麥又ハ食事ノ販賣ヲ爲シ又ハ其ノ販賣ノ委託ヲ爲シアル雇傭主ニシテ第三十條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキモノハ令施行ノ日ヨリ九十日以内ヲ限リ其ノ販賣又ハ委託ニ付同條ノ許可ヲ受クルヲ要セズ

第五十三條 令施行ノ際同一ノ工場、事業場、事務所、其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ニ付テハ第三十五條ノ期限ハ令施行ノ日ヨリ九十日トス

第五十四條 従前ノ賃金統制令施行規則第七條ノ規定又ハ賃金臨時措置令施行規則第十八條ノ規定ニ依リ作成シタル賃金臺帳ハ其ノ最後ノ記入ヲ爲シタル日ヨリ三年間之ヲ保存スベシ

第五十五條 従前ノ賃金統制令施行規則第八條及第九條ノ規定ハ令施行ノ日ヨリ九十日間仍其ノ效力ヲ有ス但シ雇傭主ガ本令ノ規定ニ依リ賃金臺帳ヲ作成シ第三十八條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲ストキハ其ノ雇傭主ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第五十六條 賃金臨時措置令施行規則第一條乃至第十一條、第二十條及第二十一條ノ規定ハ船員ニ關スルモノヲ除クノ外當分ノ内仍其ノ效力ヲ有スルモノトス但シ賃金ノ總額ニ付令第十四條ノ規定ニ依ル制限ヲ受クベキ勞務者ノ賃金ニ付テハ同條ノ平均時間割賃金定マリタルトキハ其ノ效力ヲ失フ

(追八)

(追八)

前項但書ノ規定ニ拘ラズ賃金臨時措置令施行規則第一條乃至第十一條、第二十條及第二十一條ノ規定ハ令第十四條ノ平均時間割賃金定マリタル時迄ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

第五十七條 賃金臨時措置令施行規則第十八條ノ規定ハ前條ノ期間仍其ノ效力ヲ有スルモノトス但シ常時雇傭スル勞務者ガ十人ヲ滿タザル雇傭主ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

雇傭主ガ本令ノ規定ニ依リ賃金臺帳ヲ作成シタルトキハ賃金臨時措置令施行規則第十八條ノ規定ハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ作成ノ日ヨリ其ノ雇傭主ニ付其ノ效力ヲ失フ但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

第五十八條 令第十四條第一項ノ平均時間割賃金ノ定マリタル事業ヲ營ム雇傭主ノ其ノ雇傭スル令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ガ常時三十人ニ滿タザル場合ニ於テ雇傭主ノ之ニ對シ賃金總額計算期間ニ支拂フ賃金ノ總額ガ平均時間割賃金ニ其ノ就業時間ノ總數ヲ乘ジテ得タル額ノ合計額ヲ超エザルトキハ賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條第一項ノ規定ハ其ノ雇傭主ノ雇傭スル令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ノ賃金ニ關シテハ之ヲ適用セズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

第六條關係

シタル者

前項第三號ノ承認ノ申請書ハ様式第一號ニ依ルベシ

第三條 令第四條ノ命令ヲ以テ定ムル雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主トス

第四條 前條ノ雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ガ十人ニ達シタル日ヨリ三十日以内ニ賃金規則ヲ作成シ揭示其ノ他適宜ノ方法ニ依リ之ヲ勞務者ニ周知セシムベシ但シ賃金規則中勞務者ノ一部ニ關係アル事項ノ周知方法ハ關係勞務者ニ對シテノミ之ヲ爲スヲ以テ足ル

前項ノ雇傭主賃金規則ヲ變更シタルトキハ前項ニ準ジ直ニ之ヲ周知セシムベシ

第五條 賃金規則ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 所定就業時間數
- 二 賃金ノ締切ノ期間及支拂ノ期日
- 三 定額給ノ定アルトキハ其ノ初給額及最低額
- 四 請負賃金制ニ於ケル保證給又ハ單位時間給ノ定アルトキハ其ノ保證給又ハ單位時間給ノ初給額及最低額
- 五 單價請負、時間請負又ハ歩合請負ノ制アルトキハ其ノ請負單價、請負時間又ハ請負歩合及

（第十三） 1100

（第十三） 1101

賃金算定方法

- 六 手當ヲ支給セントスルトキハ其ノ手當ノ名稱及額又ハ率並ニ給與條件
- 七 白米、精麥、食事又ハ住居ノ給與ヲ爲ストキハ其ノ數量、評價額及給與條件
- 八 遅刻又ハ早退ノ場合ニ於ケル賃金ノ計算方法
- 九 賃金ノ一部ヲ貯蓄又ハ公債購入ノ爲テ控除スルトキハ其ノ定ノ要旨

前項各號ニ掲グル事項ノ外賃金ニ關シ必要ナル事項ハ之ヲ賃金規則ニ記載スルコトヲ得

第六條 前條第一項第三號又ハ第四號ノ事項ニ付男女別、職種別、年齢別、勤続年數別其ノ他ノ區分ニ依リ異ル定アルトキハ各別ニ之ヲ記載スベシ

作業又ハ製品ノ種類多數ナルトキハ請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依ル記載ハ主要ナル作業又ハ製品ニ付爲スヲ以テ足ル
同種ノ製品ノ製造又ハ同種ノ作業ガ三月以上繼續セザルトキハ其ノ製品又ハ作業ニ付定ムル請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依ル記載ハ之ヲ省略スルコトヲ得

前二項ノ場合ノ外雇傭主請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依ル記載ノ全部又ハ一部ヲ省略セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ
前項ノ許可ノ申請書ハ様式第二號ニ依ルベシ

第六條關係

八四ノ一

第七條 第三條ノ雇傭主賃金規則ニ依ル賃金ノ支拂ヲ爲スニ付令第十四條第一項ノ規定ニ依リ又ハ第十四條第一項第三號、第十五條第一項、第二十六條第一項、第二十八條第一項、第二十九條第一項若ハ第三十條第一項ノ規定ニ依リ認可又ハ許可ヲ要スル事項アル場合ニ於テ其ノ認可若ハ許可ヲ受ケザルトキ又ハ賃金ノ協定存スル場合ニ於テ賃金規則ノ記載ガ其ノ協定ノ内容タル事項ト異ルトキハ令第五條本文ノ規定ニ拘ラズ各其ノ事項ニ付テハ賃金規則ニ依リ賃金ノ支拂ヲ爲スベキ限ニ在ラズ

第八條 令第六條ノ規定ニ依ル賃金規則ノ報告ニハ事業ノ種類、從業場所ノ名稱及所在地並ニ當時雇傭スル男女別勞務者數ヲ具スベシ

第九條 令第九條第二項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

- 一 早出、殘業又ハ深夜若ハ休日ノ就業ニ對スル歩増
- 二 前號ノ外厚生大臣ノ指定スル手當
- 三 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク
- 四 賞與
- 五 臨時ノ給與

第十條 令第十條第二項ノ命令ヲ以テ定ムル期間ハ坑内ニ於テ就業スル鑛夫及第十一條第一項第三號、第四號又ハ第五號ニ該當スル勞務者ニシテ修了又ハ學習後工場又ハ鑛山ニ始メテ雇傭セ

(進十三) 11011

(進十三) 11011

ラルル者ニ付テハ三月トシ其ノ他ノ工場鑛山ノ勞務者ニ付テハ左ノ各號ニ依ル

- 一 三十歳未滿ノ未經験勞働者 三月
 - 二 三十歳未滿ノ未經験勞務者 六月
 - 三 三十歳以上四十歳未滿ノ勞務者 六月
- 第十一條 前條ノ未經験勞務者トハ工場又ハ鑛山ニ於ケル左ノ各號ノ一ニ該當セザル勞務者ヲ謂フ

一 從事シツアル勞働又ハ之ト同種ノ勞働ニ三月以上從事シタル未經験アル者

二 工場又ハ鑛山ニ於テ六月以上勞働ニ從事シタル未經験アル者

三 工場又ハ鑛業ニ關スル國立若ハ公立ノ養成施設ニシテ三月以上ノ修業期間ヲ有スルモノ又ハ私立ノ養成施設ニシテ地方長官ニ於テ之ト同等以上ノモノト認定シタルモノノ課程ヲ修了シタル者

四 工業又ハ鑛業ニ關スル學校ニ於テ二年以上學習シタル者

五 前號ニ掲グルモノノ外國民學校初等科修了程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ四年以上トスル學校若ハ國民學校高等科修了程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ二年以上トスル學校又ハ之ト同等以上ノ學校ノ課程ヲ修了シタル者

前項第一號ノ同種ノ勞働ノ範圍ハ厚生大臣之ヲ定ム

最高初給賃金ガ業種又ハ勞務者ノ經驗年數ニ依リ區別アルトキハ其ノ業種ノ區分又ハ經驗年數ノ算定ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

第十二條 最高賃金ハ日日雇入ルル勞務者又ハ厚生大臣ノ指定スル勞務者ニ付定ムルモノトス

第十三條 令第十條第二項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

- 一 一月ニ付當該勞務者ノ健康保險法施行令第三條ノ規定ニ依リ定ムル標準報酬日額ノ二日分ヲ超エザル精勤手當

- 二 就業十時間ヲ超ユル早出若ハ残業又ハ深夜若ハ休日ノ就業ニ對スル歩増

- 三 前二號ノ外厚生大臣ノ指定スル手當

- 四 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク

- 五 賞與

- 六 臨時ノ給與

令第十一條第二項ノ賃金ハ前項第一號及第三號乃至第六號ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

第十四條 令第九條第二項ノ規定ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

- 一 勞務者ガ精神又ハ身體ノ障礙ニ因リ著シク作業能力劣レルモノナルトキ
- 二 勞務者ノ都合ニ依リ所定就業時間ニ滿タザル就業ヲ爲ストキ
- 三 天災事變其ノ他特別ノ事由ニ因リ雇傭主ガ地方長官ノ許可ヲ受ケ最低賃金ノ額ヲ下ル賃金

（第十一） 110五

ヲ以テ勞務者ヲ雇傭スルトキ

雇傭主前項第一號ノ規定ニ依リ最低賃金ノ額ヲ下ル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭シタルトキハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ雇傭ノ日ノ翌月十五日迄ニ様式第三號ニ依ル報告書ヲ地方長官ニ提出スベシ

第一項第三號ノ許可ノ申請書ハ様式第四號ニ依リ其ノ申請ニハ第五條第一項第三號及第四號ノ最低額ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベシ

第十五條 令第十條第二項及第十一條第二項ノ規定ハ雇傭主ガ天災事變ニ際シ必要アルニ因リ又ハ左ニ掲グル場合ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケ最高初給賃金又ハ最高賃金ノ額ヲ超ユル賃金ヲ

以テ勞務者ヲ雇傭スルトキハ之ヲ適用セズ

- 一 作業ノ性質上必要アルトキ
- 二 勞務者ガ技能特ニ優秀ナルトキ又ハ特技アルトキ
- 三 其ノ他特別ノ事由アルトキ

雇傭主天災事變ニ際シ必要アルニ因リ最高初給賃金又ハ最高賃金ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭シタルトキハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ雇傭ノ日ヨリ十四日以内ニ其ノ要領ヲ具シ地方長官ニ報告スベシ

第一項ノ許可ノ申請ニシテ不特定ノ勞務者ニ關スルモノナルトキハ其ノ申請書ハ様式第五號、

第六條關係

特定ノ勞務者ニ關スルモノナルトキハ其ノ申請書ハ様式第六號ニ依リ其ノ申請ニハ賃金規則ノ寫ヲ添附スベシ

第十六條 令第十四條第一項ノ命令ノ定ムル期間(以下賃金總額計算期間ト稱ス)ハ左ノ如シ

第一期 一月一日ヨリ三月三十一日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ三月ノ最終賃金締切日前三月間)

第二期 四月一日ヨリ六月三十日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ六月ノ最終賃金締切日前三月間)

第三期 七月一日ヨリ九月三十日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ九月ノ最終賃金締切日前三月間)

第四期 十月一日ヨリ十二月三十一日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ十二月ノ最終賃金締切日前三月間)

第十七條 同一ノ工場、事業場ニ於テ令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ヲ常時三十人以上雇傭スル雇傭主ハ令第十四條第一項ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

前項ノ認可ノ申請書ニハ様式第七號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ
第一項ノ認可ノ申請ニハ前項ニ依ルノ外基準總額ヲ超ユル理由ヲ證明スルニ足ル資料並ニ認可

（道十三）

二〇六

（道十三）

二〇七

ヲ受ケントスル一時間平均賃金算出ノ方法及其ノ基礎ト爲ル資料ヲ具スベシ

第十八條 前條ノ認可ハ左ニ掲グル場合ニ之ヲ爲スモノトス

- 一 工場、事業場ニ於ケル勞務者ノ職種、年齢、經驗年數等ニ因リ必要アルトキ
- 二 工場、事業場ニ於ケル作業ノ性質又ハ環境ニ因リ特ニ必要アルトキ
- 三 工場、事業場ニ於ケル作業能率特ニ優秀ナルトキ
- 四 天災事變ニ際シ其ノ他特ニ必要アルトキ

第十九條 令第十四條第一項ノ認可ハ男女及年齢別一時間平均賃金ニ依リ之ヲ爲シ且其ノ認可ノ日ヨリ一年以内ニ於テ失効ノ期限ヲ附スルモノトス

雇傭主前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ニ對シ賃金總額計算期間ニ支拂フ賃金ノ總額ハ前項ノ男女及年齢別一時間平均賃金ニ就業時間ノ總數ヲ乘ジテ得タル額ノ合計額ヲ超ユルコトヲ得ザルモノトス

前二項ノ男女及年齢別一時間平均賃金ノ適用ニ關スル勞務者ノ年齢ノ計算ハ其ノ年ノ一月一日ノ現在ニ依ルモノトス

第二十條 令第十四條第一項第四號ノ規定ニ依リ左ノ勞務者ヲ定ム

- 一 専ラ工場外又ハ事業場外ノ事務所ニ於テ使用スルモノ
- 二 日日雇入ルルモノ

第六條關係

第二十一條 令第十四條第一項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

一 厚生大臣ノ指定スル手當

二 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク

三 賞與

四 臨時ノ給與

第二十二條 令第十四條第一項ノ平均時間割賃金ハ地域、業種、男女及年齢ノ別ニ之ヲ定ム

同一ノ工場、事業場ニ於テ平均時間割賃金ノ異ル二以上ノ事業ヲ營ムトキハ雇傭主ハ其ノ平均時間割賃金ノ適用ヲ受クベキ業種ヲ選定シ豫メ之ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

地方長官前項ノ規定ニ依ル雇傭主ノ業種ノ選定ヲ不適當ト認メタルトキハ別段ノ指定ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ平均時間割賃金ノ適用ニ關スル勞務者ノ年齢ノ計算ハ其ノ年ノ一月一日ノ現在ニ依ルモノトス

第二十三條 令第十四條第一項ノ就業時間ハ休憩時間ヲ含ムモノトス

第二十四條 令第十五條又ハ第十六條ノ認可ノ申請書ハ様式第八號又ハ様式第九號ニ依リ其ノ申請ニハ第五條第一項第五號ニ掲グル事項ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫及最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第二十四條ノ二 令第十五條及第十六條ノ認可ハ其ノ認可ノ日ヨリ一年以内ニ於テ失效ノ期限ヲ附スルモノトス

第二十五條 令第十七條ノ認可ノ申請書ハ様式第十號ニ依リ其ノ申請ニハ初給賃金及昇給ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫並ニ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第二十五條ノ二 雇傭主令第十七條ノ認可ヲ受ケタルトキハ認可アリタル昇給ノ規程ニ依リ其ノ賃金ヲ増スベキ勞務者ニ對スル一回ノ昇給額ノ其ノ勞務者ニ對スル平均額ハ其ノ昇給ノ規程ニ定ムル一回ノ昇給標準額ヲ超ユルコトヲ得ザルモノトス

第二十五條ノ三 令第十五條、第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケル賃金ニハ第二十一條各號ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

第二十六條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ其ノ雇傭スル勞務者ニ就業ノ日又ハ時間ニ對スル賃金ヲ超ユル手當ヲ其ノ就業セザル日又ハ時間ニ對シ支給セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十一號ニ依リ其ノ申請ニハ手當ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベシ

第二十七條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル

第六條關係

雇傭主ハ令第六條ノ規定ニ依リ地方長官ニ報告シタル賃金規則ニ依ルノ外其ノ雇傭スル勞務者ニ實物ヲ給與セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ
前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十二號ニ依リ其ノ申請ニハ實物給與ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベシ

第二十八條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ其ノ雇傭スル勞務者ニ賞與ヲ支給セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ賞與ノ各支給期ニ於ケル其ノ支給ヲ受クル勞務者ニ對スル平均金額ノ毎年ノ合計額ガ六十圓ヲ超エズ又ハ當該工場、事業場ニ於ケル勞務者ノ健康保險法施行令第三條ノ標準報酬日額ノ平均金額ノ四十日分ヲ超エザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十三號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第二十九條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ大部分ニ時ヲ同ジクシテ臨時ノ給與ヲ爲サントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ臨時ノ給與ノ其ノ給與ヲ受クル勞務者ニ對スル平均金額ノ毎年ノ合計額ガ二十圓ヲ超エザルトキハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十四號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月

(通十三)

一一〇

(通十三)

一一一

間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第三十條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ勞務者ニ對シ厚生大臣ノ定ムル價格以下ノ代價ヲ以テ白米、精麥又ハ食事ノ販賣ヲ爲サントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ其ノ販賣ノ委託ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十五號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面及手當竝ニ實物給與ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベシ

第三十一條 令第二十二條ノ規定ニ依ル賃金ノ協定ノ認可ノ申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 協定ヲ爲シタル雇傭主ノ氏名及住所又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ名稱及所在地
- 二 協定ノ内容
- 三 協定ノ行ハルル區域
- 四 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第三十二條 雇傭主ハ天災事變ニ際シ必要アルトキハ令第二十一條但書ノ規定ニ依リ同條ノ協定ニ依ラザルコトヲ得

雇傭主前項ノ規定ニ依リ令第二十二條ノ協定ニ依ラザリシトキハ令第三十一條第一項ノ規定ニ

第六條關係

基キ其ノ要領ヲ具シ十四日以内ニ地方長官ニ報告スベシ

第三十三條 令第二十四條ノ規定ニ依ル賃金ノ協定ノ變更又ハ廢止ノ許可ノ申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 協定ヲ爲シタル雇傭主ノ氏名及住所又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ名稱及所在地
- 二 廢止又ハ變更スベキ事項及其ノ内容
- 三 廢止又ハ變更セントスル協定ノ行ハルル區域
- 四 廢止又ハ變更ヲ要スル理由
- 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第三十四條 協定ノ行ハルル區域内ニ於テ協定ニ加ハリタル雇傭主ト同種若ハ類似ノ事業ヲ營ミ若ハ協定アリタル勞務者ト同種ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ地區内ニ於テ組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員(組合又ハ團體ヲ組織スル場合又ハ團體ノ組合員又ハ團體員ヲ含ム以下同ジ)タル資格ヲ有スルモ組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員ニ非ザルモノニ對シテハ令第二十五條ノ規定ニ依リ協定ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三十五條 令第二十九條ノ雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ノ數ガ十人ニ達シタルトキハ賃金臺帳ヲ作成シ勞務者ノ賃金ヲ記載スベシ但シ日日雇入ルル勞務者ノ賃金ハ記載ノ限ニ在ラズ

(第三十三)

一一三

第三十六條

賃金臺帳ハ個人票、總括票、特別手當臺帳、生産臺帳及昇給臺帳トス

個人票及總括票ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ガ十人

ニ達シタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ作成シ其ノ様式ハ常時三十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル工

場、鑛山ニ在リテハ様式第十六號及第十七號、其ノ他ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ

在リテハ様式第十八號及第十九號ニ依ルベシ

特別手當臺帳ハ第二十一條第一號ノ手當ヲ支給スルニ至リタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ作成シ

同號ノ手當ノ種類毎ニ手當ヲ受ケタル勞務者ノ氏名、男女別、年齢及其ノ手當額ヲ記載スベシ

生産臺帳ハ令第十五條ノ認可ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ作成シ一定ノ勞務者ニ支拂フ

賃金ニ付單位生産量ニ對スル額ヲ定メタル生産品ノ毎月ノ生産量又ハ每賃金締切期間ノ生産量

ヲ記載スベシ

昇給臺帳ハ令第十七條ノ認可ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ作成シ認可アリタル昇給ノ規

程ノ適用アル勞務者ノ氏名、男女別、初給賃金額(同條ノ認可アリタル際現ニ雇傭セラルル者

ニ付テハ當時支給スル賃金)、昇給期日及昇給額ヲ記載スベシ

雇傭主地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ個人票ニ付第二項ノ様式ト異ル様式ヲ用フルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル許可ノ申請ニハ雇傭主ノ用ヒントスル様式及申請ノ理由ヲ具スベシ

第三十七條 賃金臺帳ノ記入ハ個人票、特別手當臺帳及生産臺帳ニ在リテハ毎月ノ賃金、第二十

第六條關係

一條第一號ノ手當又ハ生産量ニ付翌月末日迄ニ之ヲ爲シ總括票ニ在リテハ毎月ノ賃金ニ付翌月末日迄ニ毎賃金總額計算期間ノ賃金ニ付其ノ期間終了ノ翌月末日迄ニ之ヲ爲シ昇給臺帳ニ在リテハ毎昇給期ノ昇給額ヲ昇給期ノ翌月末日迄ニ之ヲ爲スベシ

第三十八條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時三十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫ヲ翌月末日迄ニ毎賃金總額計算期間ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫ヲ其ノ期間終了ノ翌月末日迄ニ地方長官ニ報告スベシ

第三十九條 賃金臺帳ハ其ノ最後ノ記入ヲ爲シタル後三年間之ヲ保存スベシ

第四十條 令第三十一條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ様式第二十號ニ依ル

第四十一條 地方長官第二條第三號ノ承認又ハ第六條第四項、第二十六條第一項、第二十七條第一項、第二十八條第一項、第二十九條第一項若ハ第三十六條第六項ノ許可ノ申請書ヲ受理シタル後三十日以内ニ其ノ申請事項ニ關シ雇傭主ニ對シ文書ニ依ル指令又ハ照會若ハ通知ヲ發セザルトキハ其ノ期間滿了ノ日ニ於テ申請事項ニ付承認又ハ許可アリタルモノトス申請事項ニ關シ照會ニ對スル回答書ヲ受領シ又ハ申請事項ニ關シ雇傭主ニ通知ヲ發シタル後三十日以内ニ申請事項ニ關シ文書ニ依ル指令又ハ照會若ハ通知ヲ發セザルトキ亦同ジ

第四十二條 本令ノ規定ニ基キ地方長官ニ對シ爲スベキ申請又ハ報告ハ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所毎ニ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ對シ之ヲ爲

(第三十三) 二一五

スベシ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ヲ管轄スル地方長官ナキ場合ニハ雇傭契約ヲ締結シタル場所ヲ管轄スル地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ

第四十三條 令第三十三條第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣ニ提出スル申請書ハ賃金ノ協定ヲ爲シタル雇傭主又ハ組合若ハ團體ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スベシ

第四十四條 本令ノ規定ニ依ル申請又ハ報告ニ關シ雇傭主ニ於テ代理人ヲ定メタルトキハ地方長官ニ届出ヅベシ其ノ代理權ヲ解除シタルトキ亦同ジ

第四十五條 本令中地方長官トアルハ鑛夫(砂鑛業ニ於ケル鑛夫ニ準ズベキ者ヲ含ム)ニ付テハ鑛山監督局長トス

附則

第四十六條 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

第四十七條 令施行ノ際同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ニ付テハ第四條ノ期限ハ令施行ノ日ヨリ六十日トス

第四十八條 令施行ノ際現ニ從前ノ賃金統制令施行規則第六條第三號ノ規定ニ依リ受ケタル許可ハ第十四條第一項第三號又ハ第十五條第一項ノ規定ニ依リ受ケタルモノト看做ス

第四十九條 令施行ノ際現ニ賃金臨時措置令施行規則第四條ノ規定ニ依リ賃金臨時措置令第十六條第一項ノ規定ニ依ル定ニ依ラザルコトニ付許可ヲ受ケタル雇傭主ハ第十五條第一項ノ許可ヲ

第六條關係

受ケタルモノト看做ス

第五十條 第二十六條ノ規定ニ依リ其ノ支給ニ付地方長官ノ許可ヲ受クベキ手當ヲ令施行ノ際現ニ支給シアル雇傭主ハ令施行ノ日ヨリ九十日以内ヲ限り其ノ支給ニ付同條ノ許可ヲ受クルヲ要セズ

第五十一條 第二十七條ノ規定ニ依リ其ノ給與ニ付地方長官ノ許可ヲ受クベキ實物給與ヲ令施行ノ際現ニ給與シアル雇傭主ハ令施行ノ日ヨリ九十日以内ヲ限り其ノ給與ニ付同條ノ許可ヲ受クルヲ要セズ

第五十二條 令施行ノ際現ニ勞務者ニ對シ白米、精麥又ハ食事ノ販賣ヲ爲シ又ハ其ノ販賣ノ委託ヲ爲シアル雇傭主ニシテ第三十條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキモノハ令施行ノ日ヨリ九十日以内ヲ限り其ノ販賣又ハ委託ニ付同條ノ許可ヲ受クルヲ要セズ

第五十三條 令施行ノ際同一ノ工場、事業場、事務所、其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ニ付テハ第三十五條ノ期限ハ令施行ノ日ヨリ九十日トス

第五十四條 従前ノ賃金統制令施行規則第七條ノ規定又ハ賃金臨時措置令施行規則第十八條ノ規定ニ依リ作成シタル賃金臺帳ハ其ノ最後ノ記入ヲ爲シタル日ヨリ三年間之ヲ保存ス

第五十五條 従前ノ賃金統制令施行規則第八條及第九條ノ規定ハ令施行ノ日ヨリ九十日間仍其ノ效力ヲ有ス但シ雇傭主ガ本令ノ規定ニ依リ賃金臺帳ヲ作成シ第三十八條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲

（第三十三） 二一六

ストキハ其ノ雇傭主ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第五十六條 賃金臨時措置令施行規則第一條乃至第十一條、第二十條及第二十一條ノ規定ハ船員ニ關スルモノヲ除クノ外當分ノ内仍其ノ效力ヲ有スルモノトス但シ賃金ノ總額ニ付令第十四條ノ規定ニ依ル制限ヲ受クベキ勞務者ノ賃金ニ付テハ同條ノ平均時間割賃金定マリタルトキハ其ノ效力ヲ失フ

前項但書ノ規定ニ拘ラズ賃金臨時措置令施行規則第一條乃至第十一條、第二十條及第二十一條ノ規定ハ令第十四條ノ平均時間割賃金定マリタル時迄ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

第五十七條 賃金臨時措置令施行規則第十八條ノ規定ハ前條ノ期間仍其ノ效力ヲ有スルモノトス但シ常時雇傭スル勞務者ガ十人ヲ滿タザル雇傭主ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

雇傭主ガ本令ノ規定ニ依リ賃金臺帳ヲ作成シタルトキハ賃金臨時措置令施行規則第十八條ノ規定ハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ作成ノ日ヨリ其ノ雇傭主ニ付其ノ效力ヲ失フ但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

第五十八條 令第十四條第一項ノ平均時間割賃金ノ定マリタル事業ヲ營ム雇傭主ノ其ノ雇傭スル令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ガ常時三十人ニ滿タザル場合ニ於テ雇傭主ノ之ニ對シ賃金總額計算期間ニ支拂フ賃金ノ總額ガ平均時間割賃金ニ其ノ就業時間ノ總數ヲ乘ジテ得タル額ノ合計額ヲ超エザルトキハ賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條第一項ノ規定ハ其ノ雇傭主ノ雇傭スル令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ノ賃金ニ關シテハ之ヲ適用セズ

第六條關係

勞務者ノ氏名	男女別	年 齡	最低賃金額		支給賃金額		最低賃金ヲ下リタル理由
			圓	錢	圓	錢	
其ノ他參考ト 爲ルベキ事項							

八四ノ二〇

昭和 年 月 日

(地方長官) 殿

住所

(雇傭主) 氏

名 印

(追五) 1110

様式第四號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦三五、七 横三六、四 横トス)

最低賃金除外許可申請書

事業ノ種類	事業ノ種類	勞務者ノ從 事スル業務	男女別 勞務者數	從業場所 ノ名稱		所在地	最低賃金額		支給見込 賃金額		最低賃金ヲ下ル賃金ヲ定ムル理由
				圓	錢		圓	錢			

(追五) 1111

第六條關係

八四ノ二一

様式第八號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4 横三六、五種トス)

單位生産量ニ對スル賃金額認可申請書

八四ノ二八

事業ノ種類	所在地	從業場所ノ名稱	適用ヲ受クル勞務者數	一月生産見込量	一月賃金支拂見込量	常時雇傭スル勞務者數			
						計	女	男	
生産品ノ種類	單位生産量	單位生産量ニ對スル賃金額	適用于受クル勞務者數	一月生産見込量	一月賃金支拂見込量	備考			
最近三月間ノ実績									
月									
月									
月									

(進五) 一一八

其ノ他參考ト爲ルベキ事項	生産品ノ種類	賃金額	生産量	單位生産量ニ對スル賃金額	生産品ノ種類	賃金額	生産量	單位生産量ニ對スル賃金額	生産品ノ種類	賃金額	生産量	單位生産量ニ對スル賃金額

(進五) 一一九

昭和 年 月 日

住所

(雇傭主) 氏

名

(地方長官) 殿

第六條關係

八四ノ二九

